

評 価 実 施 手 引 書

分野別教育・研究評価「総合科学」

(平成14年度着手分)

機構評価者用

平成14年12月

大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）の試行的実施期間の分野別評価については、「理学系」（平成12年度着手）、「医学系（医学）」（平成12年度着手）、「法学系」（平成13年度着手）、「教育学系」（平成13年度着手）、「工学系」（平成13年度着手）の分野を実施してきた。試行的実施期間の最後（平成14年度着手）は、「人文学系」、「経済学系」、「農学系」及び「総合科学」の分野について行う。「総合科学」の分野では、他の既存8学問分野（ディシプリン）では対応できない問題や複数の分野が相互に関連する問題、例えば、「国際」、「人間」、「環境」、「情報」といった分野横断的あるいは分野融合的な新しい領域の創成を目指した教育研究活動を対象に実施する。そこで、分野別評価「総合科学」を着手するに当たって、他分野とは異なる実施方法で行うことにした。主な相違点は、下記のとおりである。

- 1) 他分野では教育評価と研究評価について異なった大学等を対象としたが、総合科学では同一組織を対象とする
- 2) これに伴って、同じ分野別評価専門委員会で教育評価と研究評価を行う。
- 3) 研究評価のうち、「研究内容及び水準」と「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の実施方法が他分野とは異なる。

この評価実施手引書は、機構が実施する分野別教育・研究評価「総合科学」において、評価の担当者（大学評価委員会委員、専門委員及び評価員）が用いるものである。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものである。「序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針」は、平成14年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した大学評価実施大綱（『平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものである。

「第1章 分野別教育・研究評価「総合科学」の対象大学及び実施体制等」、「第2章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価プロセス」、「第3章 分野別教育評価「総合科学」の評価内容」及び「第4章 分野別研究評価「総合科学」の評価内容」では、機構が行う分野別教育・研究評価「総合科学」の基本的な評価の内容・方法等を解説している。「第5章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法（1）- 書面調査」、「第6章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法（2）- 訪問調査」及び「第7章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について記載している。

実際の評価作業の実施に当たり、本手引書が十分活用できるものとなるよう、内容の充実に向けて検討することとしている。

本手引書は、機構の評価担当者が用いるものであるが、評価の透明性を確保する観点から、機構のホームページ（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載している。機構では本手引書の他に、機構の評価の一環として各大学が自己評価を行うための実施要項（『自己評価実施要項』）を作成し、あわせてホームページに掲載している。

目 次

はじめに	i
序 章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針	
評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	1
2 目的及び目標に即した評価	2
3 自己評価に基づく評価	3
4 意見の申立て	3
5 評価システムの改善	3
区分ごとの評価の対象	4
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	6
評価の結果と公表	7
情報公開	7
第1章 分野別教育・研究評価「総合科学」の対象大学及び実施体制等	
対象大学	8
実施時期	8
実施体制 - 専門委員会, 評価チーム及び部会	9
1 総合科学教育・研究評価専門委員会	9
2 評価チーム	9
3 部会	9
第2章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価プロセス	
教育(研究)目的及び目標の事前調査	10
総合科学型プロジェクト別研究活動概要の事前調査	10
評価プロセス	10
1 専門委員会における評価プロセス	10
2 部会における評価プロセス	11
3 評価チームにおける評価プロセス	11
4 評価プロセスの全体像	12
第3章 分野別教育評価「総合科学」の評価内容	
教育評価の対象となる活動	15
教育評価の内容	15
第4章 分野別研究評価「総合科学」の評価内容	
対象分野及び領域	18
研究評価の対象となる活動	18
研究評価の内容	20
第5章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法(1) - 書面調査	
書面調査の実施体制及び方法	23
1 書面調査の実施体制	23
2 書面調査の実施方法	23
教育(研究)目的及び目標の明確性, 具体性の確認	24
1 明確性及び具体性の確認と再提出	24
2 教育(研究)目的及び目標の確認に当たっての視点	24
評価項目ごとの評価	26
1 書面調査による評価	26

2	評価の観点設定及び観点ごとの評価	2 6
3	評価項目の要素ごとの評価	2 7
4	評価項目ごとの水準の判断	2 9
5	「特に優れた点及び改善点等」の判断	2 9
	書面調査段階での評価案の整理	3 0
	評価項目ごとの水準等の判断方法	3 0
1	基本的なプロセス	3 0
2	分析に当たっての留意点	3 2
3	教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等	3 3
1	教育の実施体制	3 3
2	教育内容面での取組	3 5
3	教育方法及び成績評価面での取組	3 8
4	教育の達成状況	4 2
5	学習に対する支援	4 5
6	教育の質の向上及び改善のためのシステム (目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組)	4 6
4	研究評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等	4 8
1	研究体制及び研究支援体制	4 8
2	研究内容及び水準	5 1
3	研究の社会(社会・経済・文化)的效果	5 2
4	諸施策及び諸機能の達成状況	5 3
5	研究の質の向上及び改善のためのシステム	5 5
	研究活動の内容及び水準の判定	5 6
1	基本的考え方	5 6
2	個別の研究業績の内容面の判定段階及び判定方法	5 7
3	総合科学型プロジェクト全体の研究水準の判定段階及び判定方法	5 9
4	研究の社会(社会・経済・文化)的效果の判定段階及び判定方法	6 0
5	研究の内容面の判定と研究水準の判定の手順	6 0

第6章	分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法(2) - 訪問調査	
	訪問調査の事前準備	6 2
1	訪問調査チームの編成	6 2
2	訪問調査の実施日程の決定及び通知	6 2
3	調査内容等の決定及び通知	6 2
	訪問調査の実施方法及び内容	6 3
1	訪問調査の実施方法	6 3
2	訪問調査の内容	6 3
	訪問調査チーム会議	6 6
	学部等関係者への訪問調査の調査結果の説明及び意見聴取	6 6
	調査結果の取りまとめ	6 6
	訪問調査日程例	6 7

第7章	評価報告書原案の作成	
	評価報告書原案の構成	6 8
	評価項目ごとの評価結果の記述	6 8
	評価結果の概要の記述	7 1
	評価報告書原案の取扱い	7 1

資料1	平成14年度着手の評価対象機関・組織一覧	7 3
資料2	平成14年度に着手する 分野別教育・研究評価「総合科学」実施に係るスケジュール	7 5
資料3	自己の関係する大学等の取扱い	7 7
資料4	評価に関する文章・情報の取扱いについて	7 9

資料5	評価報告書イメージ	-----	8 1
資料6	大学評価関係法令等	-----	8 5
資料7	(1)大学評価委員会委員名簿	-----	8 7
	(2)総合科学教育・研究評価専門委員会委員名簿	-----	8 9

序章 平成14年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成14年度に着手する大学評価の全体の基本的・共通的事柄について記載したものです。内容は、別途機構で作成している大学評価実施大綱（『平成14年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものです。

評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、「大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに（広く社会に）公表すること。」を業務の一つとしています。

機構の行う評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としています。

評価の基本的な方針

1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行います。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動について、次の3区分により行います。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な事項に関する評価（全学テーマ別評価）

大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価（分野別教育評価）

大学等の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価（分野別研究評価）

(2) 各区分ごとの評価は、大学等における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行います。

(3) 評価の手法としては、大学等から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査と評価区分に応じてヒアリング又は訪問調査を行います。

平成14年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学等に求める形で行います。

(4) 平成14年度に着手する評価の区分ごとの評価項目及び評価手法は、下表のとおりです。

評価区分	評価項目	評価手法
全学テーマ別評価	(1)実施体制 (2)活動の内容及び方法 (3)活動の実績及び効果	書面調査及びヒアリング
分野別教育評価	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及び訪問調査
分野別研究評価	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会（社会・経済・文化）的効果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム	書面調査及びヒアリング (総合科学は、書面調査及び訪問調査)

2 目的及び目標に即した評価

(1) 機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動に関して大学等が有する「目的」及び「目標」に即して行います。そのため、目的及び目標は大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることが前提となります。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行います。

(2) 機構の行う評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指します。一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要があります。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するための具体的な課題を指します。

(3) 平成14年度着手の評価は、試行的実施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の整理に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査します。そこでは記述の工夫の状況について整理・分析します。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて対象大学等にフィードバックします。

3 自己評価に基づく評価

機構の評価は、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた大学等の主体的な取組を支援・促進するためのものです。この目的を、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、大学等が自ら評価を行うことが重要です。

このため、機構の行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、大学等が行う自己評価の結果（大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含みます。）を分析し、その結果を踏まえて行います。

4 意見の申立て

機構の行う評価においては、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく当該結果の正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価結果を確定する前に、評価結果を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。また、申立てと対応の内容は、評価報告書に記載します。

5 評価システムの改善

機構の評価は、平成12年度着手分から平成14年度着手分までは必要な態勢を整えるための試行的実施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施することとしています。

機構では、この試行的実施期間における評価の経験や評価の対象となった大学等の意見を踏まえつつ、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、常により良い大学評価システムの構築に向け、その改善に努めます。

区分ごとの評価の対象

- (1) 機構が行う評価は、国立学校設置法施行規則に基づき、評価の区分(実施するテーマ及び分野)ごとに、設置者から要請があった大学等を対象とします。
- (2) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題にとどまらない、大学等の全学的(全機関的)な課題とします。各年度に着手するテーマについては、大学改革の動向、社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定します。
平成14年度に着手する全学テーマ別評価は、「国際的な連携及び交流活動」をテーマとして実施します。
- (3) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については、試行的実施期間において9分野を実施することとしており、平成14年度に着手する評価では、「人文学系」、「経済学系」、「農学系」、「総合科学」の4つの学問分野を対象として実施します。

評価の対象時期

機構の実施する評価は、大学等の現在の活動状況について行います。この場合、これまでの状況の分析を通じて行う必要があります。この評価では、原則として過去5年間の状況を対象とします。

なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがあります。

評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては、国公立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**の下に、テーマ及び学問分野ごとに、大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置します。
大学等の教育研究活動については、多面的な評価が必要であること、分野における専門領域が多様であること、さらには対象機関(組織)が多数となることなどから、必要に応じて、当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命します。
これらの大学評価委員会の委員、専門委員及び評価員は、国公立大学等の関係団体、学協会及び経済団体をはじめ広く推薦を求め、その中から運営委員会等の議を経て決定します。
また、具体的な評価を行うに際しては、専門委員会の委員(及び評価員)による**評価チーム**を編成します。なお、分野別研究評価においては、評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため、各対象領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**を設置します。

(2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このため、評価担当者(専門委員会の委員及び評価員)が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を行います。

評価のプロセス

平成14年12月

評価の内容・方法の決定

大学評価委員会及び専門委員会において、評価の実施方針及び具体的な評価の内容・方法を決定し、評価を実施するための要項として、大学等へ通知します。

平成15年1月～7月

大学等における自己評価

大学等は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構は、大学等における目的及び目標の整理に役立てるために、大学等が自己評価書を提出するに先だって、目的及び目標に関する事前調査を行い、その結果の全般的な傾向や特徴を対象大学等にフィードバック(5月末)します。

平成15年8月～平成16年1月

機構における評価の実施

機構では、専門委員会の下に組織された評価チームや部会において、大学等から提出された自己評価書の書面調査、ヒアリング又は訪問調査を通じて評価を行い、その内容を基に専門委員会において評価結果案を作成します。

評価結果案は、大学評価委員会において、評価結果として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象大学等に通知します。

平成16年2月

意見の申立て

対象大学等は、機構から通知された評価結果に対して意見があれば申立てを行います。

平成16年3月

評価結果の確定

機構は、評価結果に対する意見の申立てがあった場合には、大学評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、「評価項目ごとの評価結果」及びそれらを要約した「評価結果の概要」並びに「意見の申立て」によって示します。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示します。

評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述します。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述します。

- (2) 評価報告書は、対象大学等ごとに評価の結果とともに「機構が行う大学評価の概要」、「対象大学等の概要（現況及び特徴）」、「目的及び目標」、「特記事項」をまとめた上（資料5「評価報告書イメージ」参照）で、対象大学等及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

- (3) また、評価結果の全般的な概要や評価実施上の課題と対応などを取りまとめた「大学評価の結果について（オーバービュー）」（仮称）を作成し、評価結果を分かりやすく社会に示します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努めます。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。

ただし、大学等から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該大学等と協議します。

第1章 分野別教育・研究評価「総合科学」の対象大学及び実施体制等

今回の評価対象となっている組織では、いずれも既存の学問分野（ディシプリン）では対応できない問題や複数の分野が相互に関連する問題、例えば「国際」、「人間」、「環境」、「情報」といった分野横断的あるいは分野融合的な新しい領域の創成を目指した教育研究が行われている。また、教育と研究の創造的融合が積極的に推進され、それが有する多彩な教官集団を生かした特色ある教育が実施されている組織も多数ある。しかし、各組織が目指している領域は、それぞれの歴史、伝統あるいは立地条件によって、特色があり異なったものとなっている。

以上の点を勘案して、「総合科学」の分野別評価においては、教育評価と研究評価を同一組織について行い両評価は同じ専門委員会を実施する。

本章は、分野別教育・研究評価「総合科学」の対象大学及び実施体制等について解説したものであり、「対象大学」、「実施時期」及び「実施体制」から構成されている。なお、本章に記述されている内容は、教育評価と研究評価に共通する事項である。このため、本文中では「教育（研究）目的及び目標」という表記を用いているが、教育評価に際しては、「教育目的及び目標」と、研究評価に際しては、「研究目的及び目標」とそれぞれ読み替えて評価を実施することになる。

対象大学

国公立大学の当該分野に係る学部・研究科のうち、設置者から要請のあった6大学（国立大学：4大学，公立大学：2大学）の学部及び研究科（以下「対象組織」という。）を対象とする。また、教育評価については、学部、研究科を単位として評価を実施する。

（資料1「平成14年度着手の評価対象機関・組織一覧」P73参照）

実施時期

平成14年12月	対象組織に対する自己評価実施要項の通知
平成15年1月	対象組織への説明会の実施
平成15年4月中旬	対象組織から教育（研究）目的及び目標に関する事前調査回答及び総合科学型プロジェクト別研究活動概要の提出
平成15年4月～5月	回答結果の整理・分析（専門委員会）
平成15年5月末	教育（研究）目的及び目標に関する事前調査回答結果の対象組織へのフィードバック
平成15年5月～9月	評価担当者に対する研修（書面調査及び訪問調査の実施手順、留意事項等）の実施（書面調査、訪問調査の前にそれぞれ実施）
平成15年7月末	対象組織から自己評価書・総合科学型プロジェクト別研究活動調査書の提出
平成15年8月～12月	研究内容及び水準等の判定（部会） 書面調査、訪問調査の実施及び評価報告書原案の作成（評価チーム）
平成15年12月	評価報告書原案の審議・決定（専門委員会）
平成16年1月	評価報告書案の取りまとめ（大学評価委員会）、評価結果を確

	定する前に当該対象組織に通知
平成16年 2月	対象組織からの意見の申立て
平成16年 3月	評価結果の確定(大学評価委員会), 評価結果の公表

(注) 評価全体の実施スケジュールについては、資料2「平成14年度に着手する分野別教育・研究評価「総合科学」実施に係るスケジュール」(P75)に示すとおりである。

実施体制 - 専門委員会, 評価チーム及び部会

1 総合科学教育・研究評価専門委員会

- (1) 専門委員会は、大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき、「総合科学」の教育・研究評価を実施する上で必要な具体的内容・方法等を審議する。
- (2) 専門委員会の下に組織された評価チームにおいて、対象組織から提出された自己評価書の書面調査、訪問調査を通じて評価を行い、その内容を基に専門委員会において評価結果案を審議・作成する。
- (3) 専門委員会は、対象組織の教育研究活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、国公立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに、当該分野の専門家については、その分野の教育評価及び研究評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。
- (4) 専門委員会には、主査及び副主査を置き、主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副主査は主査を補佐する。

2 評価チーム

- (1) 評価チームは、対象組織を分担し、書面調査及び訪問調査を行い、その結果に基づき「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは、専門委員会委員により構成し、約10名で3チームを編成し、1チーム当たり2大学を担当する。なお、評価チームの構成員は、自己の関係する対象組織の評価に参画できない。(資料3「自己の関係する大学等の取扱い」 P77参照)
- (3) 評価チームには、評価チーム主査及び評価チーム副主査を置き、評価チーム主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、評価チーム副主査は評価チーム主査を補佐する。

3 部会

- (1) 部会は、「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」の研究評価項目のうち、研究活動に係る内容及び水準の判定を行う。
- (2) 部会は、原則としてP18に示す対象領域ごとに組織し、専門委員会委員及び評価員によって構成する。なお、部会の構成員は、自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 部会には部会主査及び部会副主査を置き、専門委員会委員から選出する。部会主査は部会内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、部会副主査は部会主査を補佐する。

第2章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価プロセス

本章は、分野別教育・研究評価「総合科学」の評価プロセスについて解説したものであり、「教育（研究）目的及び目標の事前調査」、「総合科学型プロジェクト別研究活動概要の事前調査」及び「評価プロセス」から構成されている。なお、本章に記述されている内容は、特に言及しない限り、教育評価と研究評価に共通する事項である。

教育（研究）目的及び目標の事前調査

この評価は、試行的実施期間中に行われるものであることから、対象組織における明確かつ具体的な教育（研究）目的及び目標の整理に役立てることを目的として、評価の前提となる各対象組織の教育（研究）目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各対象組織からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴として取りまとめ、各対象組織にフィードバックする。

総合科学型プロジェクト別研究活動概要の事前調査

今回の「総合科学」分野の研究評価のうち、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の判定対象を総合科学型プロジェクトに絞って実施する。詳細は第4章「研究評価の対象となる活動」（P18～19）を参照されたい。研究活動のピアレビュー体制を構築するために、提出予定の総合科学型プロジェクトの概要についても事前調査を行う。

各対象組織からの回答結果を基に、評価員の選任、部会の設置の作業を行う。

評価プロセス

1 専門委員会における評価プロセス

下記のプロセスは、教育評価及び研究評価について解説してある。(1)、(2)及び(4)は教育・研究の両評価に共通の事項であり、(3)は研究評価にのみ関係する事項である。

- (1) 専門委員会は、書面調査の基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに、対象組織から提出された自己評価書に基づき、教育（研究）目的及び目標の明確性、具体性について確認する。

これらの確認の結果、記述された教育（研究）目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じて再提出を求めることができる。

- (2) 専門委員会は、教育（研究）目的及び目標の明確性、具体性の確認を行った後に、教育評価に関する自己評価書を評価チームへ、研究評価に関する自己評価書及び研究活動の判定に係わる調書等を部会及び評価チームへ、それぞれ回付する。
- (3) この項目は、研究評価にのみ関係する。専門委員会は、次の「2 部会における評価プ

ロセス」にあるように、部会から提出された研究活動判定結果案を審議・決定する。この判定結果は、評価チームへ提出する。

- (4) 専門委員会は、「3 評価チームにおける評価プロセス」にあるように、評価チームから提出された評価報告書原案を審議・決定する。決定した評価報告書原案は、大学評価委員会へ提出する。

2 部会における評価プロセス

下記のプロセスは研究評価にのみ関係するものである。

- (1) 部会は、研究評価の中で「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち研究活動に係る判定を行うため、総合科学型プロジェクト別研究活動調書等（添付資料を含む。以下同じ。）を分析・調査する。
- (2) 部会は、総合科学型プロジェクト別研究活動調書等の分析・調査結果に基づき、原則として対象組織の全体の判定結果案を整理し、当該判定結果案を専門委員会へ提出する。

3 評価チームにおける評価プロセス

下記のプロセスは、教育評価及び研究評価で行う作業を解説してある。

(1) 書面調査の実施

評価チームは、対象組織から提出された自己評価書（根拠となるデータ等を含む。以下同じ。）を分析・調査して書面調査を実施する。研究評価に関しては、自己評価書以外に、専門委員会で審議・決定した部会の判定結果も含めて分析・調査する。

評価チームの書面調査は、次に掲げる教育評価6項目及び研究評価5項目について行う。

【教育評価】

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

【研究評価】

- 1) 研究体制及び研究支援体制
- 2) 研究内容及び水準（部会が実施する判定を除く）
- 3) 研究の社会（社会・経済・文化）的効果（部会が実施する判定を除く）
- 4) 諸施策及び諸機能の達成状況
- 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

評価チームは、書面調査における分析・調査結果に基づき、書面調査段階の評価案を整理する。また、この評価案を踏まえ、訪問調査の調査内容の検討・整理を行う。

(2) 訪問調査の実施

評価チームは、書面調査段階の評価案を取りまとめた後に訪問調査を実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査する。具体的には、関係者との面談やデータ等の収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生や卒業生などへの面接や教育指導及び学習の観察、研究室等における研究活動の観察や博士研究員等への面接などを行う。また、この時点で訪問調査結果を関係者に伝え、それに対する意見を求める。

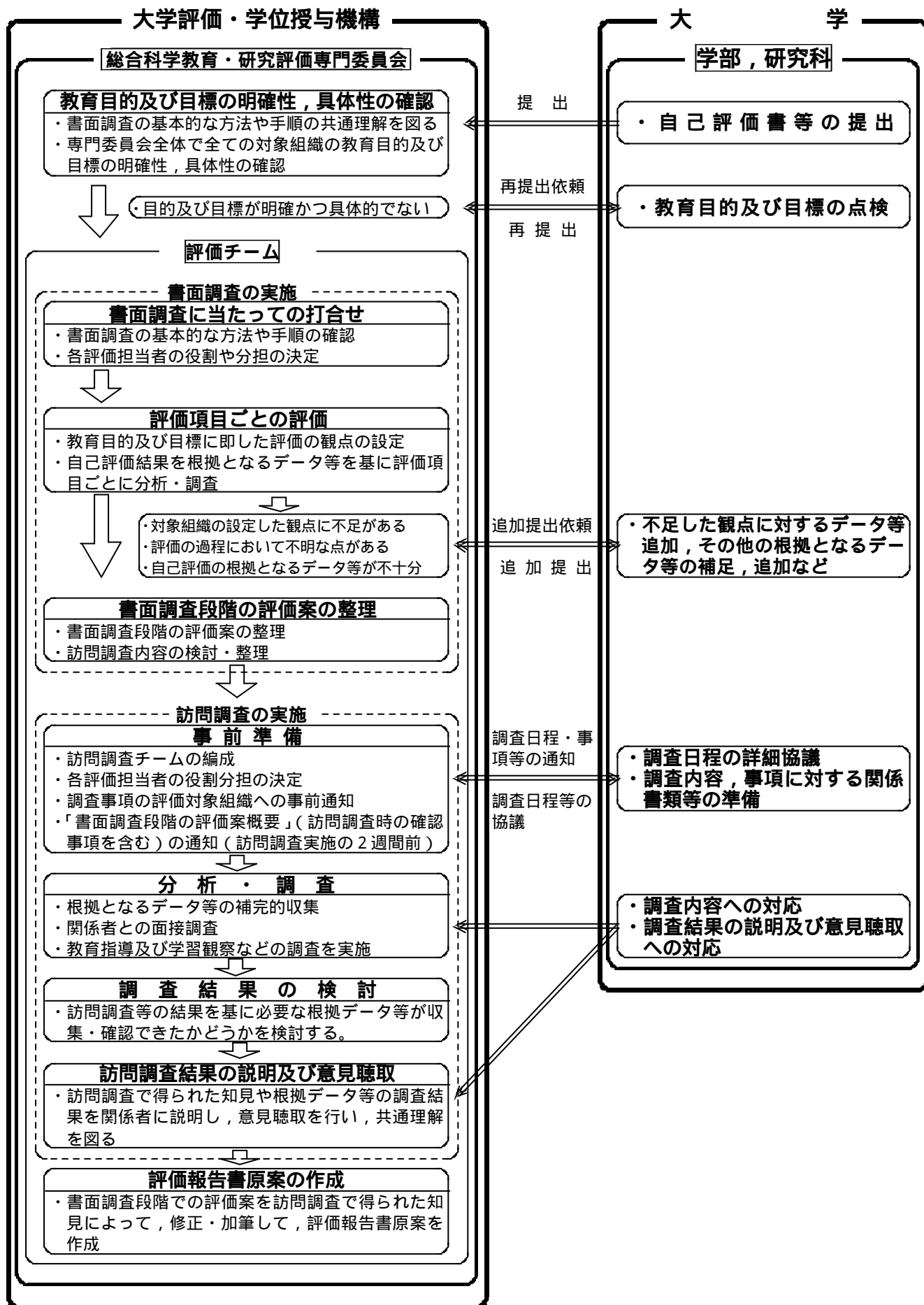
(3) 評価報告書原案の作成

評価チームは、書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正・加筆の上、評価チームとしての評価報告書原案を作成し、専門委員会へ提出する。

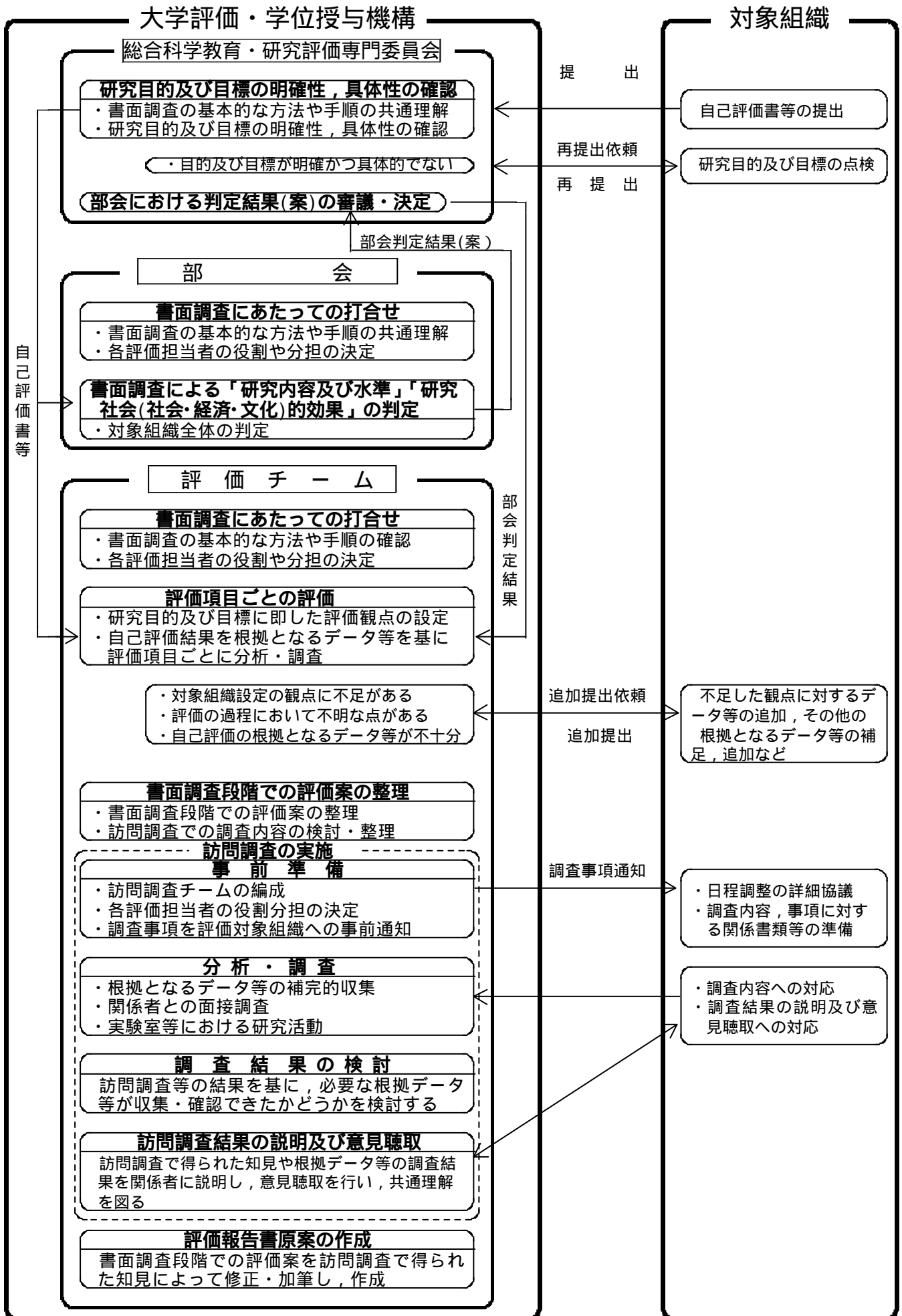
4 評価プロセスの全体像

分野別教育・研究評価「総合科学」における教育評価及び研究評価のプロセスの全体像は、それぞれ13ページ及び14ページのとおりである。

教育評価のプロセス



研究評価のプロセス



第3章 分野別教育評価「総合科学」の評価内容

本章は、分野別教育評価「総合科学」の評価の内容について解説したものであり、「教育評価の対象となる活動」及び「教育評価の内容」から構成されている。なお、本章に記載された内容は教育評価に関する事項であり、研究評価に関しては第4章に記載してある。

教育評価の対象となる活動

対象組織において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたっている。平成14年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象に行う。

ただし、教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と、それ以外の諸活動を併せて評価する必要がある場合は、それに沿った評価を行う。

教育評価の内容

分野別教育評価「総合科学」は、教育活動の活性化や教育の質的向上・改善などに向けた取組などについて、対象組織の教育目的及び目標に即して、P11に掲げる評価項目ごとに評価を行う。

これらの評価項目及びその内容は、基本的には学部、研究科で共通としているが、それぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なるので、評価に際しては、学部、研究科それぞれに適切な観点を設定して評価を行う。

なお、学科・専攻ごとに独自に教育目標を設定し、教育活動等が行われている場合は、当該学科・専攻における取組や活動等の状況を明らかにした上で、学部、研究科の教育目的及び目標に照らし、総体的に判断して評価を行う。

さらに、これらの取組（活動）を行う上で必要となる学習環境（施設・設備）については、教育目的及び目標の実現に向けて、それが適切に整備・活用されているかの視点から、「(3)教育方法及び成績評価面での取組」において評価を行う。

また、自主的学習を支援するための環境（施設・設備）の整備・活用に関しては「(5)学習に対する支援」において評価を行う。

評価項目及びその内容

本項では、教育評価の各評価項目（P11）について簡単に解説する。

(1) 教育の実施体制

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要である。

この項目では、教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備され、それらが機能しているか、教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているかについて評価する。

(2) **教育内容面での取組**

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要である。

この項目では、教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導を含む）の内容が、それらを十分に実現できるものになっているか、また、適切に実施されているかについて評価する。

(3) **教育方法及び成績評価面での取組**

教育目的及び目標を達成するためには、教育課程及び授業の内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要である。

この項目では、教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であり、機能しているかについて評価する。また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備され、授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に沿って適切に活用されているかについても評価する。

(4) **教育の達成状況**

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学部、研究科における教育活動の各段階において学生が身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要である。

この項目では、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価する。

(5) **学習に対する支援**

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要がある。

この項目では、教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や自主的学習環境（施設・設備）が整えられ、効果的に活用されているかについて評価する。

(6) **教育の質の向上及び改善のためのシステム**

（目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組）

各学部、研究科においては、組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに、その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では、教育の実施状況や問題点を的確に把握し、学部、研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、また、これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され、それが機能しているかについて評価する。

第4章 分野別研究評価「総合科学」の評価内容

本章は、分野別研究評価「総合科学」の評価の内容について解説したものであり、「対象分野及び領域」、「研究評価の対象となる活動」及び「研究評価の内容」から構成されている。なお、本章に記載された内容は研究評価に関する事項であり、教育評価に関しては第3章に記載してある。

対象分野及び領域

この評価は、「総合科学」の分野について、次の領域等を対象に実施する。

(1) 対象分野

総合科学

(2) 対象領域・細目

領 域	細 目
思想・芸術系	哲学，思想史，芸術論，文学，言語学，史学，科学史，技術史
国際・地域系	地域文化論，異文化論，文化人類学，国際関係論
社会・制度系	法学，政治学，経済学，経営学，社会学，政策科学
人間・環境系	健康・スポーツ科学，地理学，地球環境論，人文地理学，心理学，教育学
物質・生命系	天文・宇宙科学，地球科学，物理学，化学，環境科学，生物科学，環境生理・生態学
数理・情報系	情報学，数理科学，統計学
学際工学系	経営工学，人間工学，システム工学，教育工学，社会工学，医療工学，金融工学，環境工学，情報工学

研究評価の対象となる活動

- (1) 分野別研究評価で対象とする、「研究活動等」とは、「研究活動」及び「研究を推進し又は支援するための体制（諸施策及び諸機能を含む。）」（以下「体制」という。）を意味する。

ここで「研究活動」とは、狭義の研究（基礎研究，応用研究）にとどまらず、技術の創出，経営ノウハウの創出，学術書，教養書や教科書類の出版，政策形成等に資する調査報告書の作成，総合雑誌などのジャーナリズム論文の発表等を含む教員等の創造的活動全般をいう。

また、「体制」には、対象組織が研究を推進し又は支援するために取る組織体制のほか、諸施

策及び諸機能が含まれる。「諸施策」とは、学科・専攻間あるいは外国や企業等を含む他機関との連携やプロジェクト研究の振興、人材の発掘・育成、研究資金の運用、施設設備等研究支援環境の整備、国際的又は地域的な課題に取り組むための共同研究や研究会の実施方策など、研究を推進するための施策をいい、「諸機能」とは、学部・研究科附属施設における共同利用等のサービス機能など、研究を支援するための機能をいう。

(2) 序章の「1 複数の評価手法に基づく多面的な評価」(P 1)に記載した研究評価の評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的效果」の判定については、本書冒頭の「はじめに」に言及したように、試行的実施期間中の平成14年度着手の「総合科学」分野は、他の8分野とは異なる方法で実施する。この理由は、次のとおりである。

1)「総合科学」は既存の学問分野(ディシプリン)では対応できない問題や複数の分野が相互に関連する問題に挑戦的に取り組んでいる分野である。各対象組織では、このような「総合科学」という枠組みの下で多彩な研究が行われ、新しい方向を目指した組織としての取組が積極的に推進されている。「総合科学」の研究評価を行う上では、各対象組織が「総合科学」という組織を編成することによって目指した新たな方向・取組を明らかにし、その達成状況を明らかにしていくことが重要である。

2)「総合科学」の対象領域は、P 18に示したように、広範囲に及び、他の8分野と重なっている部分も多数ある。平成12年度から始まった試行的実施期間中に、各分野個別の研究水準の判定方法・手法についてのノウハウは機構に蓄積されてきている。しかしながら、分野横断的あるいは分野融合的な取組における研究活動を評価する手法については、未知の部分が多く、これから開発する必要がある。

以上の点から、今回の「総合科学」分野の研究評価の判定対象とする研究活動は、第1章の冒頭(P 8)に言及したような、「分野横断的あるいは分野融合的な新しい方向を目指した取組」に絞る。これらの取組は、先端的な新しい学問領域の創生を目指したもの、人材養成という視点を重視したものなど、多様だが、組織の目的に合致した研究を意味し、共同研究のみならず個人単位の研究も含まれる。以下の説明では、このような取組を総称して「総合科学型プロジェクト」という表現を用いる。

今回の「総合科学」分野の研究評価では、判定対象を絞るために、組織構成員全員の個別の研究内容及び水準の判定を行わない。したがって、判定結果は組織全体の状況を反映したものとはならない可能性があることを理解したうえで、評価を実施する。

提出される総合科学型プロジェクト別研究活動調書を基に、それらの学問的内容及び水準、研究の社会的効果等を判定し、それらの状況を、対象組織の取組の特色やその成果を明らかにするなどの評価を行う。

この判定のために、対象組織からは構成教員全員の個人別研究活動業績調書も提出していただく。これらの調書は、組織全体の動向を把握し、どのような社会的ニーズに対して応えようとしているか、組織全体の中で、各総合科学型プロジェクトがどのような位置付けとなっているか、などを評価するための根拠資料とする。個人別研究活動業績調書は、教員個人の活動業績自体を判定することが目的ではない。したがって、教員個々人の研究業績に関する資料は、一般に公表したり、他の目的に利用されたりすることはない。

研究評価の内容

分野別研究評価「総合科学」は、対象組織の研究活動等の状況について、P 11で掲げる評価項目ごとに評価を行う。

評価項目及びその内容

研究評価における評価項目は、序章の「1 複数の評価手法に基づく多面的な評価」(P 1～2)に記載したとおりだが、ここでは各評価項目の具体的内容について解説する。それぞれの組織が有する多様な教員集団を生かした分野横断的あるいは分野融合的研究の特色が明らかになるような評価を行う。

(1) 研究体制及び研究支援体制

この項目では、研究体制（研究そのものを推進又は活性化する組織的な体制をいう。）及び研究支援体制（研究そのものではなく、学部・研究科附属施設が機能の一部としているような共同利用等のサービス体制をいう。）が、整理された研究目的及び目標に沿ったものとなっているかを評価する。

また、上記研究体制及び研究支援体制の下で実施される「諸施策及び諸機能」が、研究目的及び目標に沿った適切な取組になっているか、さらに、研究目的及び目標の趣旨が学内外の関係者に適切に周知・公表されているかについても評価する。

(2) 研究内容及び水準

この項目では、対象組織における総合科学型プロジェクトの研究活動状況が、研究目的及び目標に照らして、どのような点で優れているか、あるいはどのような改善点を抱えているかなどを記述する方法による評価を行う。その際、後述の学問的内容及び水準についての判定結果並びに教員の構成や組織の置かれている諸条件を考慮した評価を行う。

上述の評価の前提となる対象組織における研究活動の学問的内容及び水準についての判定は、国際的視点を踏まえ、独創性、新規性、発展性、有用性、他分野への貢献、人材養成への貢献など、多様な側面から行う。この判定においては、総合科学型プロジェクトごとの業績の判定を行った上で、対象組織としての状況を記述する。

上記の総合科学型プロジェクトごとの業績判定は、関連分野の専門家により、当該業績の質を重視して行う。その際、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮しつつ、例えば、評価の高い内外の学術誌への研究論文の掲載や被引用件数の状況、評価の高い内外の学会での招聘・発表や学術賞の受賞の状況等を、参考指標として活用することがある。

この判定に当たっては、国際的な視点を踏まえることになるが、それは、研究活動の業績が欧文誌に掲載されている場合のみを意味するものではなく、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断することを意味する。即ち、例えば日本が一番進んでいる分野であれば、それが邦語誌における研究業績であっても世界的に高い水準のものとして判断する。したがって、国際的な視点を踏まえた研究内容及び水準が何を意味するかは、総合科学の分野・各領域の特性を踏まえつつ、総合科学教育・研究評価専門委員会さらには領域ごとに組織される部会ごとに検討した上で、判断する。

研究水準の判定は、第5章「研究活動の内容及び水準の判定」(P 56)のとおり、「ピアレビュー」を基本とする。「ピアレビュー」選考のための基礎資料として、目的及び目

標の事前調査時に、総合科学型プロジェクト概要事前調査も併せて行う。

研究活動の学問的内容及び水準の判定方法の詳細は、第5章「研究活動の内容及び水準の判定」(P56)のとおりだが、その概要は、以下のとおりである。

なお、判定結果は、原則として対象組織ごとに判定段階の割合がどのようになっているかを明らかにする方法で示す。

《独創性等の内容面の判定》

ここでは、研究活動の独創性、新規性(新領域の開拓、新しい価値創造への挑戦)、発展性、有用性(現在さらには未来の社会的要請への対応)、他分野への貢献、人材養成への貢献などの内容面について、「極めて高い」(当該領域において非常に高い内容である。),「高い」(当該領域において高い内容である。),「相応」(当該領域において評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である。),「低い」(当該領域において評価できる要素が少ないかほとんど無い。)の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く、当該研究内容の判定の対象に当たらない。)で判定する。この判定は、既に発表され、確立した業績が対象となるのは勿論だが、加えて、そのような業績ではなくても、他の根拠から、個性的な取組あるいは先見性や萌芽性を持つと判断できる研究成果も対象になる。また、これらの他に、「特に具体的な特徴を示して申告のあった研究活動」についても判定する。

《研究水準の判定》

ここでは、上記の内容面での判定結果を総合的に判断し、総合科学型プロジェクトの研究活動の水準を、「卓越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある。),「優秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある。),「普通」(当該領域に十分貢献している。),「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない。)の4段階及び「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く、当該研究水準の判定の対象に当たらない。)で判定する。

(3) 研究の社会(社会・経済・文化)的效果

この項目では、総合科学型プロジェクトの研究成果の社会(社会・経済・文化)的效果について、前掲(2)の「研究内容及び水準」の及びと同様に、整理された研究目的及び目標に照らして、優れた点や改善点などを記述する方法による評価を行うとともに、総合科学型プロジェクトの研究業績を基に社会的効果の度合いを判定し、その判定結果を、原則として対象組織ごとにどのような割合になっているかを示す。

なお、研究の社会的効果とは、総合科学型プロジェクトの研究成果そのものが、社会、経済又は文化の各領域において具体的に役立てられたことを意味し、社会的活動に教員が参加すること自体による社会貢献を対象とするものではない。

研究の社会的効果の度合いの判定は、地域との連携・協力の推進、政策形成への寄与、生活基盤の強化、新しい文化創造への寄与、知的財産(特許や情報データベース等)の形成、技術、製品等の新規創出あるいは改善、国際社会への寄与などについて「極めて高い」(大きな効果を上げた非常に高い内容である。),「高い」(相当な効果を上げた高い内容である。),「相応」(評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である。)の3段階及び「該当せず」(ほとんど効果を上げていない内容か、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無く、判定の対象に当たらない。)で行う。ここでは、例えば、「政策形成への寄与」は、国及び地方公共

団体の審議会等に委員として参加すること自体ではなく、審議会等の報告書に自らの研究成果が反映したものとなっているなどの具体的に示された効果について判断される。

(4) 諸施策及び諸機能の達成状況

この項目では、前記(1)の「研究体制及び研究支援体制」でいう「諸施策及び諸機能」がどの程度達成されているかについて、研究目的及び目標に即して評価する。その際、研究体制の整備途中であったり、将来計画に向けた転換点にあるため十分な実績が出る段階にないなどの事情についても、それを的確に加味した評価を実施する。

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における研究活動等の実施状況や問題点を把握し、組織としての研究活動等の評価や個々の研究活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、これらの評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され機能しているかについて評価する。

第5章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法(1) 書面調査

本章では、分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法である「書面調査」及び「訪問調査」のうち、評価チーム及び部会（研究評価の場合）が行う「書面調査」について説明してある。本章は、「書面調査の実施体制及び方法」、「教育（研究）目的及び目標の明確性、具体性の確認」、「評価項目ごとの評価」、「書面調査段階での評価案の整理」及び「評価項目ごとの水準等の判断方法」から構成されている。また、研究評価の中で実施されている研究内容及び水準ならびに研究の社会的効果に係る判定方法については、「研究活動の内容及び水準の判定」に記載してある。

書面調査の実施体制及び方法

1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価チーム及び部会（研究評価の場合）ごとに実施する。評価チーム及び部会（研究評価の場合）においては、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価チーム間及び部会間（研究評価の場合）の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて専門委員会や評価チーム主査・副主査打合せ会議及び部会主査・副主査打合せ会議等を行う。

2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象組織の自己評価書に記載された教育（研究）目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 研究評価の中の「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目のうち研究の内容及び水準ならびに研究の社会的効果に係る判定については、「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」を基に、本章の「研究活動の内容及び水準の判定」（P56）に記載する方法により行う。
- (3) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、対象組織に照会や提出依頼を行う。
- (4) 対象組織への照会、データ等の提出の要請等（後述する教育（研究）目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず専門委員会又は評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を經由して文書により行い、対象組織からも文書による回答を求める。
- (5) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象組織の評価内容に係る情報については、外部へ漏らしてはならない。（資料4「評価に関する文書・情報の取扱いについて」（P79）参照）

教育（研究）目的及び目標の明確性，具体性の確認

1 明確性及び具体性の確認と再提出

- (1) 専門委員会は，評価チーム及び部会（研究評価の場合）が書面調査を行う前に，対象組織から提出された自己評価書に記載されている教育（研究）目的及び目標が，明確かつ具体的に記述されているか否かを確認する必要がある。
- (2) 専門委員会において先ずこの確認を行うのは，機構の実施する評価が，対象組織の個性や特色が十二分に発揮できるよう，当該組織の整理した「目的」及び「目標」に即して実施することを基本原則としているからである。このことを教育（研究）評価に即していえば，対象組織の教育（研究）活動等の取組が教育（研究）目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか，また教育（研究）活動等の成果が教育（研究）目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価を行うことを意味している。
- (3) 教育（研究）目的及び目標は，このように，評価を行う上での基準となる重要なものであり，それらが明確かつ具体的に記述されていない場合には，評価チーム及び部会（研究評価の場合）の書面調査に支障を来すことになる。したがって，専門委員会は，上記(1)の確認の結果，教育（研究）目的及び目標が明確性，具体性に欠けると判断した場合には，この段階で速やかに対象組織に対して照会し，必要に応じ再提出を求めることもできる。
ただし，専門委員会は，自己評価書の全体を見て，評価が可能であると判断できる場合は，対象組織の負担等を考慮し，再提出を求めないこともできる。

2 教育（研究）目的及び目標の確認に当たっての視点

- (1) 教育（研究）目的及び目標の確認の基本的な考え方
教育（研究）目的及び目標の確認は，教育（研究）目的及び目標そのものを評価するのではなく，本評価を実施する上で必要となる教育研究活動等の意図や課題が，教育（研究）目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかを見るものである。ここで教育（研究）目的及び目標そのものを評価しないのは，機構の評価が対象組織の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくものであることによる。
なお，機構の評価は，現在実施している教育研究活動等を対象とするが，それは，原則として過去5年間の状況を分析して把握することができるので，対象組織においては，この期間における教育研究活動等を基に教育（研究）目的及び目標を整理されることとなるので，留意する必要がある。
- (2) 教育（研究）目的の確認の具体的な視点
教育（研究）目的は，対象組織が教育研究活動等を実施する全体的な意図を指し，自己評価実施要項において例示している次のような内容について示されているかを確認する。
【教育評価】
 - ・ 学生受入の基本的な方針
 - ・ 提供する教育内容及び方法の基本的な性格
 - ・ 養成しようとしている人材像などの期待している教育成果

- ・学習支援の基本的な方針 など

【研究評価】

- ・研究を推進する基本的な分野・対象
- ・研究体制及び研究支援体制の基本的な方針
- ・研究を推進し又は支援するための諸施策・諸機能の基本的なあり方 など

(3) 教育（研究）目標の確認の具体的な視点

教育（研究）目標は，教育（研究）目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指すものであるため，それが明確かつ具体的に示されているかを確認する。また，自己評価実施要項においては，教育（研究）目的として掲げた上記（2）の例示の基本的な方針などに対応させつつ，その意図を達成するための具体的課題を当該項目ごとに数項目以上にわたって記述することを求めているので，教育（研究）目的と教育（研究）目標との間にそのような対応関係があるかについても確認する。

なお，教育（研究）目的及び目標は，学部や研究科に共通のものだけでなく，学科・専攻ごと，あるいは領域ごとに独自のものがある場合には，先ず共通のものを記述した上で，学科・専攻ごと，あるいは領域ごとに独自の目的及び目標を記述している場合があることに留意する必要がある。

教育（研究）目的及び目標の双方に通ずる確認の具体的な視点

教育（研究）目的及び目標の確認の具体的な視点については，既述した(2)及び(3)の視点のほかに，自己評価実施要項に示している次のような視点からの確認も行う必要がある。

教育（研究）目的及び目標を明確かつ具体的に整理する視点から，対象組織の設置の趣旨，歴史や伝統，規模や資源などの人的あるいは物的条件，地理的条件，さらには将来計画等を踏まえることにしているが，単にこれらの要素を記述しただけのものになっていないかを確認する。

教育研究活動等の意図や課題の記述ではなく，例えば，「・・・を実施している。」，「・・・を実施してきた。」などのように教育研究活動等そのものだけを報告的に記述したものになっていないかを確認する。

教育（研究）目的及び目標は，例えば，「今後・・・したい。」，「・・・が今後の目標である。」などのように，まだ行っていない将来の教育研究活動等の目的及び目標を記述したものになっていないかを確認する。今後の教育（研究）目的及び目標の実現に向けて，現在の教育研究活動等が実施されていることもあり得るが，その場合には，今後の教育（研究）目的及び目標としてではなく，教育（研究）目的については現在実施している教育研究活動等の意図として，教育（研究）目標については教育（研究）目的を実現するための具体的課題として記述されているかを確認する。

教育（研究）目的及び目標の記述に当たっては，適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど，簡潔な記述にするほか，字数を2,000字以内に制限しているため，この点について確認する。

評価項目ごとの評価

教育（研究）目的及び目標の明確性，具体性が確認された上で，評価項目ごとの評価作業を始めることになる。

評価は教育（研究）活動のアウトカム（達成を示す成果）について行うことが基本であるが，インプット（組織編成及び人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程，教育環境及び提供するサービスの展開（諸施策・諸機能の展開と実現過程））についても評価する必要がある評価項目があるので留意する。

1 書面調査による評価

- (1) 評価チームは，専門委員会における教育（研究）目的及び目標の明確性，具体性の確認の後，書面調査による評価項目ごとの評価を実施する。具体的には，対象組織から提出された自己評価書に記載された教育（研究）目的及び目標に即して，評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 評価チームによる書面調査は，「評価の観点設定及び観点ごとの評価」，「評価項目の要素ごとの評価」，「評価項目ごとの水準の判断」，「特に優れた点及び改善点等の判断」の流れで実施する。
- (3) 評価チームは，書面調査による評価を訪問調査前までに終了させる。

2 評価の観点設定及び観点ごとの評価

- (1) 評価チームは，対象組織が整理した教育（研究）目的及び目標に照らして，後述する「評価項目の要素」ごとに評価の観点を設定する。その際，後述する「教育（研究）目的及び目標と評価項目の関係」，後記の「3 教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」（P 33）及び「4 研究評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」（P 48）の各評価項目の要素ごとに掲げる一般的に想定できる[観点例]を参考としつつ，適切に設定する。
- (2) 評価チームは，教育（研究）目的及び目標に即した評価を行う上で，一般的に想定できる，あるいは客観的に見て必要不可欠と認められる観点が，対象組織が設定した観点の中に不足していると判断した場合は，対象組織から当該観点に関するデータ等の追加提出を求める。
- (3) 評価チームは，上記により設定した観点ごとに，対象組織から提出された自己評価書及び上記(2)のデータ等に基づき分析・調査する。その際，教育（研究）目的及び目標に沿って設定した観定の「重み」についても併せて判断する。なお，研究評価の中の「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」については，さらに後記「研究活動の内容及び水準の判定」の判定結果も用いて分析・調査する。
- (4) 「観点ごとの評価」は，現在の教育研究活動等の状況が，教育（研究）目的及び目標を実現する上で，「優れている」のか，「相応である」のか，「問題がある」のかを，根拠となるデータ等で確認しつつ行う。その際，後記の「3 教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」（P 33）及び「4 研究評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」（P 48）を参考としつつ，分析・調査を行う。こ

これらの分析の際に、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠となるデータ等で確認しつつ抽出する。

- (5) 評価チームは、上記(4)の観点ごとの評価結果（根拠を含む。）を別に定める様式により整理する。

評価の観点例利用に当たっての留意点

後記の「3 教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」及び「4 研究評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるものの例示であり、これらの観点をそのまま用いる必要はなく、また、これら以外の観点も設定することが必要な場合もある。

したがって、実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考としつつ、各対象組織で整理された教育（研究）目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

「根拠となるデータ等例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、評価を行う上で必要なデータ等が不足している場合は、対象組織に求めることになる。

なお、教育評価における「評価の観点例」については、各評価項目の「要素」ごとに例示しており、評価項目によっては、学部、研究科ごとに示している。したがって、評価の内容は、学部、研究科で共通としているが、学部、研究科ではそれぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なるため、実際の評価に際しては、学部、研究科それぞれについて、適切な観点を設定して評価を行うことが必要である。

3 評価項目の要素ごとの評価

- (1) 評価チームは、前記2の(4)で分析・調査した結果に基づき、「評価項目の要素」ごとに書面調査段階における評価案に盛り込む教育研究活動等の状況ならびに教育（研究）目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を検討する。

- (2) 評価案に盛り込む教育研究活動等の状況は、次の「要素ごとの貢献の程度」等の根拠となるものであるため、その視点から前記2の(4)で分析・調査したものを精選・整理する。

- (3) 「要素ごとの貢献の程度」等は、前記2の(4)で分析・調査した結果を踏まえて判断する。

その際、後記「1 基本的なプロセス」(P30)を目安としつつ、前記2の(3)で判断した各観点の「重み」などを考慮し、「要素ごとの貢献の程度」等を判断する。

当該貢献の程度等の判断は、「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目については、教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を、「十分に貢献している」のか、「おおむね貢献している」のか、「相応に貢献している」のか、「ある程度貢献している」のか、「ほとんど貢献していない」の区分により判断する。また、「教育の達成状況」及び「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については、上記「貢献」を、前者については「達成」、後者については「機能」とそれぞれ読み替えて、上記と同様の区分により、達成の程度又は機能の程度として判断する。

研究評価における当該貢献の程度等の判断は、「研究体制及び研究支援体制」の評価項目については、「十分貢献している」のか、「おおむね貢献している」のか、「相応に貢献している」のか、「ある程度貢献している」のか、「ほとんど貢献していない」の区分により判断する。また、「諸施策及び諸機能の達成状況」及び「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については、上記「貢献」を、前者については「達成」、後者については「機能」とそれぞれ読み替えて、上記と同様の区分により、達成の程度又は機能の程度として判断する。

- (4) 評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」については、この項に示す手順の対象とならない。また、後記「4 評価項目ごとの水準の判断」(P29)及び「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」(P29)の項についても、同様である。

教育評価における評価項目ごとの要素

評価項目ごとに示す以下の要素は、評価項目において何を評価するのかを示すものである。

教育の実施体制

- 【要素1】 教育実施組織の整備に関する取組状況
- 【要素2】 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況
- 【要素3】 学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

教育内容面での取組

- 【要素1】 教育課程の編成に関する取組状況
- 【要素2】 授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

教育方法及び成績評価面での取組

- 【要素1】 授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に関する取組状況
- 【要素2】 成績評価法に関する取組状況
- 【要素3】 施設・設備の整備・活用に関する取組状況

教育の達成状況

- 【要素1】 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
- 【要素2】 進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断した達成状況

学習に対する支援

- 【要素1】 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況
- 【要素2】 自主的学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 【要素1】 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

【要素 2】 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

研究評価における評価項目ごとの要素

評価項目ごとに示す以下の要素は、評価項目において何を評価するのかを示すものである。

研究体制及び研究支援体制

- 【要素 1】 研究体制に関する取組状況
- 【要素 2】 研究支援体制に関する取組状況
- 【要素 3】 諸施策に関する取組状況
- 【要素 4】 諸機能に関する取組状況
- 【要素 5】 研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

諸施策及び諸機能の達成状況

- 【要素 1】 諸施策に関する取組の達成状況
- 【要素 2】 諸機能に関する取組の達成状況

研究の質の向上及び改善のためのシステム

- 【要素 1】 組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動等の評価体制
- 【要素 2】 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

4 評価項目ごとの水準の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとに、対象組織の教育研究活動等の取組が教育（研究）目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか、また教育研究活動等によってあげた成果が教育（研究）目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価し、その水準を導き出す。
- (2) 上記水準は、前記 3 の(3)で判断した「要素ごとの貢献の程度」等と前記 2 の(3)で判断した「観点ごとの評価」で用いた観点の重みなどを総合的に判断し、本章「1 基本的なプロセス 1」(P 31)を目安としつつ、水準を判断し、各評価項目の【水準を分かりやすく示す記述】によって示す。

5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果として、教育（研究）目的及び目標に照らし、評価項目全体から見て、特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等として判断する。
- (2) 上記判断は、前記 2 の(4)で抽出した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等の中から行う。

書面調査段階での評価案の整理

- (1) 評価チームは、本章の「評価項目ごとの評価」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。
- (2) 評価チームは、評価案を整理するに当たっては、後述の「第7章 評価報告書原案の作成」(P68)に則り、報告書としての形式で取りまとめる。
- (3) 評価チームは、評価案を踏まえて、次章の「訪問調査」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を、この段階で併せて行う。

評価項目ごとの水準等の判断方法

評価項目ごとの評価は、「要素ごとの記述」、「項目全体の水準が分かる記述」、「特に優れた点及び改善点等」から構成される。本項では、評価項目ごとの水準を導き出す方法について解説する。水準を導き出すに当たっては、統一的な判断方法の下で実施し、そのプロセスの透明性・公平性を確保することが重要である。

1 基本的なプロセス

評価項目ごとの水準の判断は、観点ごとの判断、要素ごとの判断を経て導き出される。以下、各プロセスについて説明する。なお、観点ごとの分析結果と要素ごとの分析結果は、評価項目ごとの水準を判断するために用いられるものである。したがって、最終的に評価結果として公表されるのは、評価項目ごとの水準の判断である。

観点ごとに、現在の教育研究活動等の状況が、教育（研究）目的及び目標を実現する上で、「優れている」のか、「相応である」のか、「問題がある」のかの区分を根拠となるデータ等で確認する。

3区分の目安は、下記のとおりである。

分析の区分	教育研究活動等の状況
優れている	・取組（整備，配慮など）が，十分なされ貢献（機能）又は十分達成している。
相応である	・取組（整備，配慮など）が，相応になされ貢献（機能）又は相応に達成している。
問題がある	・取組（整備，配慮など）が不十分又は達成されていない。

上記の観点ごとの分析・調査結果を踏まえ、評価項目の要素ごとに教育（研究）目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を、「十分に貢献（達成・機能）している」のか、「おおむね貢献（達成・機能）している」のか、「相応に貢献（達成・機能）している」のか、「ある程度貢献（達成・機能）している」のか、「ほとんど貢献（達成・機能）していない」のかの区分により、「要素ごとの貢献の程度」等を判断する。

5区分の目安は、下記のとおりであるが、で設定された観点には、重要度（いわゆる「重み」）に差がある場合もある。そこで要素ごとの貢献（達成・機能）の程度を判断する際には、各観点の「重み」などを考慮する必要がある。

要素ごとの貢献(達成・機能)の程度の区分	観点ごとの自己評価の分析結果(目安)
・十分に貢献(達成・機能)している。	・原則として、観点の分析の全てが「優れている」となっており、目的及び目標の達成に十分貢献している(目的及び目標において意図する教育の成果が十分達成されている・向上及び改善のためのシステムが十分機能している)と判断される場合。
・おおむね貢献(達成・機能)している。	・原則として、観点の分析の半数以上が「優れている」となっており、目的及び目標の達成におおむね貢献している(目的及び目標において意図する教育の成果がおおむね達成されている・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している)と判断される場合。
・相応に貢献(達成・機能)している。	・原則として、観点の分析が総じて「相応である」となっており、目的及び目標の達成に相応に貢献している(目的及び目標において意図する教育の成果が相応に達成されている・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している)と判断される場合。
・ある程度貢献(達成・機能)している。	・原則として、観点の分析の半数以上が「問題がある」となっているが、目的及び目標の達成にある程度貢献している(目的及び目標において意図する教育の成果がある程度達成されている・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している)と判断される場合。
・ほとんど貢献(達成・機能)していない。	・原則として、観点の分析の全てが「問題がある」となっており、目的及び目標の達成にほとんど貢献していない(目的及び目標において意図する教育の成果がほとんど達成されていない・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない)と判断される場合。

上記 で判断した「要素ごとの貢献の程度」等と「観点ごとの評価」で用いた観点の重みなどを総合的に判断し、評価項目ごとに5段階の【水準を分かりやすく示す記述】によって示すこととなる。

5段階の目安は、下記のとおりである。公表する評価結果に示す記述については、各評価項目で表現が異なるため、後述「3 教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述の記述方法等」(P 33)及び「4 研究評価の評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」(P 48)の各評価項目に掲げる記述を用いて記述する。

水準を分かりやすく示す記述の区分	要素ごとの貢献の程度の判断結果（目安）
・教育（研究）目的及び目標の達成に十分貢献（達成・機能）している。	・原則として、要素の全てが「十分貢献（達成・機能）している」となっており、目的及び目標の達成に十分貢献している（目的及び目標の意図が十分達成されている・向上及び改善のためのシステムが十分機能している）と判断される場合。
・教育（研究）目的及び目標の達成におおむね貢献（達成・機能）している。	・原則として、要素の半数以上が「十分貢献（達成・機能）している」又は「おおむね貢献（達成・機能）している」となっており、目的及び目標の達成におおむね貢献している（目的及び目標の意図がおおむね達成されている・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している）と判断される場合。
・教育（研究）目的及び目標の達成に相応に貢献（達成・機能）している。	・原則として、要素が総じて「相応に貢献（達成・機能）している」となっており、目的及び目標の達成に相応に貢献している（目的及び目標の意図が相応に達成されている・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している）と判断される場合。
・教育（研究）目的及び目標の達成にある程度貢献（達成・機能）している。	・原則として、要素の半数以上が「ある程度貢献（達成・機能）している」又は「ほとんど貢献（達成・機能）していない」となっているが、目的及び目標の達成にある程度貢献している（目的及び目標の意図がある程度達成されている・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している）と判断される場合。
・教育（研究）目的及び目標の達成にほとんど貢献（達成・機能）していない。	・原則として、要素の全てが「ほとんど貢献（達成・機能）していない」となっており、目的及び目標の達成にほとんど貢献していない（目的及び目標の意図がほとんど達成されていない・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない）と判断される場合。

2 分析に当たっての留意点

以下の点について留意するとともに、各対象組織の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、随時、各評価チーム間で協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとする。

- (1) 機構の評価は、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、各大学等の教育研究活動の改善に資することを目的としていることから、観点ごとの評価に当たっては、各大学の工夫（特色）ある取組や改善に向けての努力などについても十分配慮しつつ、評価する。
- (2) 観点によっては、各大学の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを十分考慮して、評価することが必要な場合もある。
- (3) 基本的には、各対象組織が設定した観点について、教育（研究）目的及び目標に即して評価を行うことになる。しかし、教育（研究）目的及び目標に照らして評価チームの判断で観点を追加することができる。追加した観点についても上記で示したプロセスで評価を実施する。

3 教育評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

1 教育の実施体制

(学部，研究科共通)

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

〔観点例〕学科・専攻の構成

この観点では，教育目的及び目標を達成するために必要な学科・専攻が構成されているか，それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織が整備され，また機能しているかなどについて分析する。

また，これらは，様々な制約の下で整備されていることを考慮し，その制約下での工夫や改善に向けての努力などについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，学科・専攻の専攻分野を教育研究するために必要な組織の整備状況，学科・専攻ごとの教育理念等の出版物・学生定員・現員などが考えられる。

〔観点例〕多様な学問分野（マルチディシプリン）を持つ教員構成を教育に反映する体制

この観点では，教育目的及び目標を達成するために編成された教育課程を展開するのにふさわしい教員組織（主要授業科目への専任教員の配置，年齢構成，実験・実習等の授業科目への助手等の配置，教育上の能力に配慮した資格審査の実施等）が整備され，機能しているかなどについて分析する。

また，このような人的資源については，上記と同様に，その制約下での工夫や改善に向けての努力などについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，学科・専攻ごとの教員の配置状況（教員の専門分野を含む），主要授業科目への専任教員の配置状況などが考えられる。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

〔観点例〕学生，教職員に対する周知方法とそれらの効果

〔観点例〕学外者に対する公表方法とそれらの効果

これらの観点では，周知・公表の実施方法や実施状況，実施の効果の把握などについて分析する。例えば，ホームページ等で公表されている場合は，そのアクセス状況なども参考とする。

根拠となるデータ等は，一般的に，刊行物，ホームページによる周知方法及び刊行物の活用状況（刊行物の配布先など），ホームページなどの利用状況，目的・目標の記載された刊行物・ホームページの該当部分などが考えられる。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

〔観点例〕学生受入方針の明確な策定

この観点では、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学習経験、学生募集方法、入試の在り方等が記載された学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が検討され、明示されているかについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、その検討体制、募集要項・ホームページの該当部分などが考えられる。

〔観点例〕学生受入方針の学内外への周知・公表

この観点では、周知・公表の実施方法や実施状況、実施の効果の把握などについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、刊行物、ホームページ、説明会の開催等による周知方法及び刊行物の活用状況、ホームページなどの利用状況、説明会の開催状況、募集要項・ホームページの該当部分などが考えられる。

〔観点例〕学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に従った学生受入方策

この観点では、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った入学者選抜方法が実施され、機能しているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、選抜方法ごとの入学者の状況（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数（社会人、留学生、編入学者数などを含む））などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

・学科・専攻の専攻分野を教育研究するために必要な組織の整備状況 ・学科・専攻ごとの教育理念等の出版物・学生定員・現員 ・教員の配置状況(教員の専門分野を含む)
・教員の構成・各種組織体制及び内容・方法、その活動状況 ・学生募集要項 ・入学者選抜要項 ・刊行物の内容や活用状況・ホームページの掲載内容や利用状況 ・入学者の状況（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数（社会人、留学生、編入学者数などを含む）） など

2 教育内容面での取組

(学 部)

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

〔観点例〕教育課程の体系的な編成

この観点では、教育目的及び目標に沿って、教育課程が体系的に編成され、実施されているかという面から、

- 1) 教養教育，専門基礎教育及び専門教育（講義，演習，実験，実習）のバランス
- 2) 各領域との関連やバランス（例えば，各専門分野に関わる科目と分野横断的あるいは分野融合的な視点を育成する科目の配置やバランスなど）
- 3) 授業科目，配当年次，単位数，履修方法，履修科目の登録の上限設定及び卒業の要件

などについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，授業科目の開設状況，受講学生数（履修学生数，単位取得学生数），学生による授業評価報告書・履修要項・シラバスの該当部分などが考えられる。

〔観点例〕教育課程の編成上の配慮

この観点では、教育目的及び目標に沿って、教育課程の編成上の配慮がなされているかという面から、

- 1) 社会が求める学力や能力を育成する多様な教育課程の編成（例えば，国際性，安全教育，環境，倫理など）
- 2) 学生の多様なニーズに対応できる柔軟な教育課程の編成（例えば，他学部の授業科目の履修，他大学（海外の大学を含む）との単位互換など）
- 3) 学問的動向，社会からの要請，大学改革で求められている方向性への対応（例えば，インターンシップによる単位認定，高校教育との接続，編入学への配慮，修士課程（博士前期課程）の教育との連携など）

などについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，授業科目の開設状況，受講学生数（履修学生数，単位取得学生数），単位互換の状況，インターンシップの実施状況などが考えられる。

【要素2】授業の内容に関する取組状況

〔観点例〕教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取組

この観点では、授業の内容について、教育課程の編成の趣旨に沿ったものとするための取組として、

- 1) 授業内容改善のための学生による授業評価の実施や評価結果の利用及び活用，教員相互の授業評価
 - 2) 各授業科目間の内容的な重複を避け，有機的な連携を図るための調整
- などが実施されているかについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，それらの実施体制や実施状況，学生による授業評価報告書，教員自身による授業評価報告書の該当部分，具体的改善例などが考えられる。

〔観点例〕教育内容等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）への取組（教員相互の授業見学などを含む）

この観点では、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な体制が整備され、それらが構成員に周知され、機能しているかについて分析する。
根拠となるデータ等は、一般的に、実施体制、研修内容例・方法、その活動状況や具体的改善例などが考えられる。

〔観点例〕シラバスの内容と活用方法

この観点では、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、その内容（事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法などの明示）が適切かどうか、学生に十分に周知され、活用されているか、活用の工夫がなされているかなどについて分析する。
根拠となるデータ等は、一般的に、シラバスの記載例やその活用状況などが考えられる。

（研究科）

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

〔観点例〕教育課程の体系的な編成

この観点では、分野横断的あるいは分野融合的な教育を目指した教育課程の体系的な編成という面から、
1) 修士課程（博士前期課程）における講義・演習の構成と配置
2) 研究テーマと直接関連する領域と、近接する領域の講義・演習のバランス
3) 修士課程（博士前期課程）における学部教育との連携
などについて分析する。
根拠となるデータ等は、一般的に、授業科目の開設状況、受講学生数（履修学生数、単位取得学生数）、学生による授業評価報告書・履修要項・シラバスの該当部分などが考えられる。

〔観点例〕教育課程の編成上の配慮

この観点では、教育目的及び目標に沿って、教育課程の編成上の配慮がなされているかという面から、
1) 研究者に必要な研究能力を養成する教育課程の編成
2) 高度職業人に必要な能力を養成する教育課程の編成
などについて分析する。
根拠となるデータ等は、一般的に、授業科目の開設状況、受講学生数（履修学生数、単位取得学生数）などが考えられる。

【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

〔観点例〕教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取組

この観点では、授業の内容について、教育課程の編成の趣旨に沿ったものとするための取組として、

- 1) 授業内容改善のための学生による授業評価の実施
- 2) 学生の研究意欲を高めるような配慮
- 3) 他の分野から新たに修士課程（博士前期課程）に入学してきた学生に対する教育上の配慮

などについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、それらの実施体制や実施状況、学生による授業評価報告書の該当部分、具体的改善例などが考えられる。

〔観点例〕教育課程の編成の趣旨に沿った研究指導とするための取組

この観点では、研究指導について、教育課程の編成の趣旨に沿ったものとするための学生に対する配慮として、

- 1) 指導教員の選定や研究課題の設定の際の指導
- 2) 論文作成に至るまでの配慮（例えば、中間発表会など）
- 3) 他の分野から新たに修士課程（博士前期課程）に入学してきた学生に対する配慮

などについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、それらの実施体制や実施状況、学生による授業評価報告書の該当部分、具体的改善例などが考えられる。

〔観点例〕教育内容等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）への取組（教員相互の授業見学などを含む）

この観点では、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な体制が整備され、それらが構成員に周知され、機能しているかについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、実施体制、研修内容例・方法、その活動状況や具体的改善例などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・授業科目の開設状況
- ・受講学生数一覧（履修学生数、単位取得学生数）
- ・学生による授業評価報告書
- ・教員自身による授業評価報告書
- ・シラバス及びその活用状況
- ・履修要項
- ・各種実施体制
- ・単位互換の状況
- ・インターンシップの実施状況
- ・研修内容例・方法
- ・研修活動状況や具体的改善例
- など

3 教育方法及び成績評価面での取組

(学 部)

【要素1】授業形態，学習指導法等の教育方法に関する取組状況

〔観点例〕教育課程を展開するための教育方法等

この観点では，授業方法・形態等に関して，

- 1) 講義，演習，実験，実習などの各種授業方法・形態のバランス
- 2) 適切な授業方法・形態の工夫（例えば，少人数による授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用，TAの活用など）
- 3) 自主的学習（教室外での準備学習・復習）の意欲を高める努力
- 4) 実験・実習，卒業研究に対する配慮

などがなされ，機能しているかについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，授業科目の開設状況，受講学生数（履修学生数，単位取得学生数），学生による授業評価報告書・履修要項・シラバスの該当部分などが考えられる。

〔観点例〕教育方法等についての配慮

この観点では，教育目的及び目標に沿って，編成された教育課程を展開するための教育方法等への配慮という面から，

- 1) 分野横断的あるいは分野融合的な教育方法の工夫
- 2) 十分な履修指導（自主学習への配慮，基礎学力が不足している学生への配慮など）
- 3) 学生の学習到達度の適切な把握・活用
- 4) 教材や講義方法等の検討・工夫

などがなされ，機能しているかについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，それらの実施体制や実施状況，履修要項・シラバス・学生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

〔観点例〕成績評価の基準の設定

この観点では，成績評価の基準が組織として設定され，学生に周知されているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，成績評価基準，シラバス・学生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

〔観点例〕成績評価の取組状況

この観点では，授業や卒業研究などの内容に応じ，各組織で定める適切な方法（試験，レポート，卒業研究の判定方法の工夫など）により，学修の成果が評価されているか，また，その際一貫性や厳格性は確保されているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，成績評価基準，シラバス・学生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

【要素3】施設・設備の整備・活用に関する取組状況

〔観点例〕施設の整備・活用

この観点では、教育目的及び目標を達成するために編成された教育課程等の展開に必要な教育施設（教室、実験・実習室、演習室、情報処理学習施設、語学学習施設、図書館、附属施設などを含む）が整備され、教育方法に沿って適切に活用（安全面・管理面などを含む）されているかなどについて分析する。

また、このような物的資源については、様々な制約の下で整備されていることを考慮し、その制約下でいかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、各施設の整備状況・整備計画、利用計画・利用状況などが考えられる。

〔観点例〕関連設備、図書等の資料の整備・活用

この観点では、教育課程等の展開に必要な関連設備（情報ネットワーク、情報サービス機器）や図書等の資料（ソフトウェア、視聴覚教材等を含む）が適切に整備され、活用されているかなどについて分析する。

また、上記と同様に、いかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、各設備等の整備状況・整備計画、利用計画・利用状況などが考えられる。

（研究科）

【要素1】授業形態，研究指導法等の教育方法に関する取組状況

〔観点例〕教育課程を展開するための研究指導法等

この観点では、研究指導法等に関して、

- 1) 講義，演習，論文作成における指導などの際の適切な教育方法（例えば，TA・RAの教育的機能としての活用，複数の教官による研究指導体制など）
- 2) 学生自身の将来に向けての方向付け，研究者や高度職業人としての自覚や意欲を高める環境

などが用いられ、機能しているかについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、TA・RAの採用状況，研究指導体制，学生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

〔観点例〕研究指導法等についての配慮

この観点では、教育目的及び目標に沿って、編成された教育課程を展開するための研究指導法等への配慮という面から、

- 1) 分野横断的あるいは分野融合的な研究指導法等の工夫（例えば、複数の教員による研究指導など）
- 2) 指導教員や研究テーマの決定の際の指導についての配慮
- 3) 学外における研究活動（学会発表，共同研究，研究調査など）への配慮

などがなされ、機能しているかについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、それらの指導体制や実施状況，学会発表・共同研究等の実施状況などが考えられる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

〔観点例〕成績評価の基準の設定

この観点では、講義・演習に対する成績評価基準が組織として設定され、学生に対し周知されているか、また適切な方法で実施されているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、成績評価基準、シラバス・学生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

〔観点例〕学位の授与方針・基準の設定

この観点では、学位の授与方針・基準が組織として設定され、適切な方法（複数の教員による判定や公聴会の開催など）で実施されているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、学位論文審査規程、審査委員の選考規程などが考えられる。

【要素3】施設・設備の整備・活用に関する取組状況

〔観点例〕施設の整備・活用

この観点では、教育目的及び目標を達成するために編成された教育課程等の展開に必要な教育施設（教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習施設、語学学習施設、図書館、附属施設などを含む）が整備され、研究指導方法等に沿って適切に活用（安全面・管理面などを含む）されているかなどについて分析する。

また、このような物的資源については、様々な制約の下で整備されていることを考慮し、その制約下でいかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、各施設の整備状況・整備計画、利用計画・利用状況などが考えられる。

〔観点例〕関連設備、図書等の資料の整備・活用

この観点では、教育課程等の展開に必要な関連設備（情報ネットワーク、情報サービス機器）や図書等の資料（ソフトウェア、視聴覚教材等を含む）が適切に整備され、活用されているかなどについて分析する。また上記観点と同様に、いかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

また、上記と同様に、いかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、各設備等の整備状況・整備計画、利用計画・利用状況などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

・授業科目の開設状況 ・受講学生数一覧（履修学生数，単位取得学生数） ・学生による授業評価報告書 ・履修要項 ・シラバス ・各種実施（指導）体制及び実施状況 ・成績評価基準 ・学位論文審査規程，審査員の選考規程 ・各施設・設備等の整備状況（整備計画），利用状況（利用計画） ・T A，R Aの採用状況 ・学会発表，共同研究の実施状況 など

4 教育の達成状況

(学 部)

【要素1】 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

〔観点例〕 単位取得，進級，卒業及び資格取得などの各段階の状況からの判断

この観点では，教育目的及び目標で意図する教育活動の各段階(各学年や卒業時など)において学生に身に付けさせる学力や資質・能力について，単位取得，進級，卒業の状況及び資格取得の状況などの定量的な面あるいは，卒業論文などの内容・水準の面から判断して，どの程度達成されているかについて分析する。

なお，定量的な面からの判断に当たっては，各大学が設定する教育目的及び目標において意図する教育の成果に照らして評価することとなるが，どの程度の水準(レベル)の目的・目標にするのかは，大学ごとに理念や，個性・特色を踏まえて設定されているので，それらの点を十分考慮して分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，単位取得・進級・卒業状況，資格取得状況，留年・休学・退学状況，各種コンペやボランティア活動における受賞状況，卒業論文などが考えられる。

〔観点例〕 学生の授業評価結果等からみでの判断

この観点では，学生の授業評価結果など，各大学における学生の達成度を把握するための多様な取組の結果のうち，学生自身が身に付けた学力や育成された資質・能力などの達成度に関する評価結果から判断して分析する。

なお，この場合，アンケート結果の回答の割合から達成度を判断することとなるが，その際は調査の実施方法や観点の状況を十分考慮した上で個別に判断し，観点の評価を行うこととする。また，これらの達成度を把握・活用するための取組自体のプロセス的な評価は，評価項目(3)の要素1の観点例で分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，学生又は卒業生による授業評価報告書の該当部分などが考えられる。

【要素2】 進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況

〔観点例〕 進学や就職などの卒業後の進路の状況からの判断

この観点では，教育目的及び目標で意図している養成する人材像などについて，進学や就職などの卒業後の進路の状況などの定量的な面などから判断して，どの程度達成されているかについて分析する。

なお，定量的な面からの判断に当たっては，各大学の理念や設置の趣旨，地理的条件，社会的環境なども十分考慮して分析する。

根拠となるデータ等は，一般的に，就職・進学状況などが考えられる。

〔観点例〕雇用主の卒業生に対する評価結果等からみでの判断

この観点は、雇用主の卒業生に対する評価結果など、各大学における卒業生の達成度を把握するための多様な取組の結果から、卒業生が身に付けた学力や育成された資質・能力などが、どのように評価されているかという結果から判断して分析する。

なお、この場合も要素1の観点例と同様に調査の実施方法や観点例の状況を十分考慮した上で個別に判断し、観点の分析を行うこととする。

根拠となるデータ等は、一般的に、雇用主による卒業生の評価・就職先のアンケートの該当部分などが考えられる。

（研究科）

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

〔観点例〕単位取得、進級、修了（修士・博士の学位取得）及び資格取得などの各段階の状況からの判断

この観点では、教育目的及び目標で意図する教育活動の各段階（各学年や修了時など）において学生に身に付けさせる学力や資質・能力（研究能力や高度な専門職業能力など）について、単位取得、進級、修了（修士・博士の学位取得）の状況、資格取得の状況又は論文投稿状況などの定量的な面あるいは、修士・博士論文などの内容・水準の面から判断して、どの程度達成されているかについて分析する。

なお、定量的な面からの判断に当たっては、各大学が設定する教育目的及び目標において意図する教育の成果に照らして分析することとなるが、どの程度の水準（レベル）の目的・目標にするのかは、大学ごとに理念や、個性・特色を踏まえて設定されているので、それらの点を十分考慮して分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、単位取得・進級・修了（修士・博士の学位取得）状況、資格取得状況、留年・休学・退学状況、各種コンペやボランティア活動における受賞状況、修士・博士論文、論文投稿数などが考えられる。

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

〔観点例〕進学や就職などの修了後の進路の状況からの判断

この観点では、教育目的及び目標で意図する養成している人材像などについて、進学や就職などの修了後の進路の状況などの定量的な面から判断して、どの程度達成されているかについて分析する。

なお、定量的な面からの判断に当たっては、各大学の理念や設置の趣旨、地理的条件、社会的環境なども十分考慮して分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、進学・就職状況などが考えられる。

〔観点例〕 雇用主の修了生に対する評価結果等からみでの判断

この観点では、雇用主の修了生に対する評価結果、修了生が研究者としてどのように活躍しているかなど、各大学における修了生の達成度を把握するための多様な取組の結果から、修了生が身に付けた学力や育成された資質・能力（研究能力や高度な専門職業能力など）が、どのように評価されているかという結果から判断して分析する。

なお、この場合も調査の実施方法や観点例 の状況を十分考慮した上で個別に判断し、観点の分析を行うこととする。

根拠となるデータ等は、一般的に、雇用主による修了生に対する評価、就職先のアンケートの該当部分などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標において意図する教育の成果が十分に達成されている。
- ・教育目的及び目標において意図する教育の成果がおおむね達成されている。
- ・教育目的及び目標において意図する教育の成果が相応に達成されている。
- ・教育目的及び目標において意図する教育の成果がある程度達成されている。
- ・教育目的及び目標において意図する教育の成果がほとんど達成されていない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となる資料・データの例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・単位取得、進級、卒業（修了）、資格取得の状況
- ・留年、休学、退学状況
- ・各種コンペやボランティア活動における受賞状況
- ・学生（卒業生を含む）による授業評価報告書
- ・就職状況等進路データ
- ・雇用主の卒業生（修了生）に対する評価
- ・就職先のアンケート調査
- ・大学院学生の論文投稿状況
- ・卒業・修士・博士論文
- ・学位取得状況 など

5 学習に対する支援

(学部, 研究科共通)

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

〔観点例〕授業科目や専門, 専攻の選択の際のガイダンス

この観点では, ガイダンスの実施体制が整備され, 実施方法が学生に明示されており, 適切に実施されているか(留学生や社会人学生に対する配慮も含めて)などについて分析する。

根拠となるデータ等は, 一般的に, その実施体制及び実施状況, ガイダンスの資料例などが考えられる。

〔観点例〕学習を進める上での相談・助言体制

この観点では, 相談・助言体制(例えば, オフィスアワーの設定, 留学生, 社会人などの多様な学生への支援, 大学院生の国内外の学会発表機会への支援など)が整備され, 実施方法が学生に明示されており, 適切に実施されているかについて分析する。

根拠となるデータ等は, 一般的に, その実施体制及び利用状況, 周知のための刊行物等の該当部分などが考えられる。

【要素2】自主的学習環境(施設・設備)の整備・活用に関する取組状況

〔観点例〕学生が自主的に学習できるような環境(例えば, 自習室, グループ討論室, 情報機器室等)の整備・活用

この観点では, 自主的学習環境が整備され, 利用時間等の配慮や, 利用方法の周知が図られ, 効果的に活用されているかなどについて分析する。

また, このような物的資源については, 様々な制約の下で整備されていることを考慮し, その制約下でいかに有効に活用されているかなどについても十分配慮しながら分析する。

根拠となるデータ等は, 一般的に, 各施設・設備の整備状況・整備計画, 利用計画・利用状況, 利用案内などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は, 以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては, 次のようなもの(該当部分)が考えられる。

・各支援体制及びその実施(利用)状況 ・ガイダンス資料 ・周知のための刊行物(利用案内等)とそれらの配付状況 ・各施設・設備の整備状況(整備計画), 利用状況(利用計画) など

6 教育の質の向上及び改善のためのシステム (目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組)

(学部, 研究科共通)

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

〔観点例〕組織として教育の実施状況や問題点を的確に把握し、教育活動を評価する体制

この観点では、教育目的及び目標、教育内容・方法、学習環境などの状況について、組織として点検（現状や問題点等の把握）し、評価を適切に実施する体制が整備され、機能（その結果の公表についても含む）しているかなどについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、その組織体制及び活動内容・状況（関係諸規程や議事録を含む）、自己点検・評価報告書などが考えられる。

〔観点例〕外部者による教育活動の評価

この観点では、自己点検及び評価の結果等について、外部者（当該大学の職員以外の者）により、検証する体制の整備が図られており、実施するよう努められているか（実施されているか）などについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、その組織体制及び活動内容・状況（関係諸規程を含む）、外部検証（評価）報告書などが考えられる。

〔観点例〕個々の教員の教育活動を評価する体制

この観点では、組織として、教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制の整備が図られており、実施するよう努められているか（実施しているか）などについて分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、その組織体制及び活動内容・状況（関係諸規程や議事録等を含む）、自己点検・評価報告書、学生による授業評価報告書、教員自身による授業評価報告書などが考えられる。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

〔観点例〕評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム

この観点では、自己点検及び評価の結果等に基づき、教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックするためのシステム体制が整備され、機能しているかなどについて分析する。

なお、授業内容改善のための学生による授業評価に関する取組については、評価項目(2)の要素2の観点例で、教育内容等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）に関する取組については、同観点例（研究科にあっては）でそれぞれ分析する。

根拠となるデータ等は、一般的に、システム体制及び活動内容・状況（関係諸規程や議事録等を含む）、自己点検・評価報告書、外部検証（評価）報告書などが考えられる。

〔観点例〕 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策

この観点では、教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム体制の活動状況を踏まえ、具体的かつ継続的な方策が講じられているかなどについて分析する。
根拠となるデータ等は、一般的に、方策の内容・実施状況、実施結果例などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない。

【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・各種委員会等のシステム（組織）体制及び活動状況（関係諸規程，議事録等を含む）
- ・自己点検，評価報告書 ・外部検証（評価）報告書 ・学生による授業評価報告書
- ・教員自身による授業評価報告書 ・具体的改善方策の内容等（例えば，教員組織，配置状況，教員人事の多様性（外国人，女性，他校出身者の割合等，教員選考基準及び方法，公募状況）） など

4 研究評価における評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

1 研究体制及び研究支援体制

【要素1】研究体制に関する取組状況

〔観点例〕研究組織の弾力化

研究の発展あるいは社会のニーズに対応できる柔軟な研究組織の構築という面から、

- 1) 学科・専攻・附属研究施設等の構成や教員等の配置
- 2) 大講座制，研究組織と教育組織の分離など組織に柔軟性をもたせる工夫
- 3) 客員研究員制度，教員の任期制・公募制，リサーチ・アシスタントの積極的な活用など研究者の流動性を高めるための体制
- 4) 研究支援組織（事務組織や技官の組織）との連携態勢

などについて評価する。

根拠となるデータ等としては，一般的に，学科・専攻・附属研究施設等の構成，教員の配置・充足状況，それらの実施体制や実施状況，関連規程などが考えられます。

〔観点例〕研究活動を活性化するための体制

研究活動を活性化するための体制という面から、

- 1) 連携大学院制度，寄附講座など他の研究機関等との連携を促進するための体制
- 2) 学科・専攻間あるいは学内他部局との連携等を促進するための体制
- 3) 研究成果や研究者の研究内容を内外に発信するための体制

などについて評価する。

根拠となるデータ等としては，一般的に，それらの実施体制や実施状況，広報誌等の関連部分，関連規程などが考えられる。

〔観点例〕安全管理体制

安全や環境の管理体制，研究環境の改善を推進するための体制などを評価する。

根拠となるデータ等としては，一般的に，それらの実施体制や実施状況，それらの構成員への周知状況，関連規程などが考えられる。

【要素2】研究支援体制に関する取組状況

〔観点例〕施設・整備の円滑な利用体制

研究の発展に有効に機能する支援体制の構築という面から、

- 1) 研究支援に携る研究者・技術者の配置
- 2) 共同研究の体制
- 3) 共同利用者の意見を反映させる体制
- 4) 共同研究や共同利用の成果等を内外に発信する体制

などについて評価する。

根拠となるデータ等としては，一般的に，それらの実施体制や実施状況，研究者・技術者の配置，共同利用施設の整備状況，関連規程，関連刊行物などが考えられます。

〔観点例〕機器や装置の開発体制

研究の発展にともなって，既存の機器・装置では対応できなくなった場合に，機器・装置の改良あるいは新規作成を行う体制について評価する。

根拠となるデータ等としては，一般的に，その実施体制や実施状況，体制や成果に関する刊行物などが考えられる。

【要素3】諸施策に関する取組状況

〔観点例〕総合科学型プロジェクト研究や共同研究などの振興方策

研究活動を活性化する面から，
1) 総合科学型プロジェクト研究の振興方策
2) 研究者相互の研究成果や研究情報を意見交換するための方策
3) 国際協力の推進，国際的な共同研究の実施，研究集会の開催など
4) 地域的な課題に取り組むための共同研究の実施，研究集会の開催など
などについて評価する。
根拠となるデータ等としては，一般的に，それらの実施体制，成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕萌芽的研究等を育てる方策

萌芽的な研究，成果が出るまでに長時間を要する研究などを推進する方策について評価する。
根拠となるデータ等としては，それらの実施体制，体制や成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕研究資金の獲得・配分・運用に関する方策

外部研究資金を獲得するための方策，研究資金の配分や運用に関する工夫などについて評価する。
根拠となるデータ等としては，それらの実施体制，体制や成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕研究環境の整備方策

図書館，情報ネットワーク，施設設備などの整備に関する工夫などについて評価する。
根拠となるデータ等としては，それらの実施体制，体制や成果に関する刊行物などが考えられる。

【要素4】諸機能に関する取組状況

〔観点例〕共同研究に対するサービス機能

〔観点例〕施設・設備の共同利用に対するサービス機能

共同研究を進めるためのサービス機能，共同利用施設・設備などのサービス機能について評価する。
根拠となるデータ等としては，サービス体制やそれらの周知状況，共同利用施設・設備の整備状況，それらに関する刊行物などが考えられる。

【要素5】研究目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

〔観点例〕教職員，学生（特に大学院生）に対する周知の方法

〔観点例〕学外者に対する公表の方法

学内外にどのような方法で周知公表が図られているか，また，どの程度効果的に情報が

伝えられているかを評価する。

根拠となるデータ等としては、目的及び目標が掲載された印刷物（大学概要，広報誌などの関連部分），それらの配付先，ホームページ掲載内容など周知度の状況が把握できるものなどが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の達成に十分に貢献している。
- ・目的及び目標の達成におおむね貢献している。
- ・目的及び目標の達成に相応に貢献している。
- ・目的及び目標の達成にある程度貢献している。
- ・目的及び目標の達成にほとんど貢献していない。

【根拠となるデータ等例】

各観点について根拠となるデータ等を例示しましたが，まとめると次のようなものが考えられる。

学科・専攻の構成，教員の充足状況，共同利用施設の整備状況，各施策や各機能の実施体制やそれらの周知状況，関連規程，外部資金導入システム，技術職員研修実施要項，目的及び目標が掲載された印刷物（大学概要，広報誌等の関連部分），ホームページ掲載内容・周知度の状況が把握できるもの など

2 研究内容及び水準

〔観点例〕研究活動の独創性，新規性（新領域の開拓，新しい価値創造への挑戦），発展性，有用性（現在さらには未来の社会的要請への対応），他分野への貢献の面で優れた研究

〔観点例〕学問の内外の動向や社会的要請の視点から見た特色

〔観点例〕教員組織の構成，資金の規模や地域性・地理的条件等から見た特色

【判定結果】

総合科学以外の分野では，組織を構成する教員全員から提出された「個人別研究活動判定票」に基づいて研究水準を判定し，その判定結果は，下記のように記述することになっている。総合科学分野でも，これにできるだけ準拠した記述をするが，提出される総合科学型プロジェクトの状況に応じて記述方法を工夫する。

・研究水準については，構成員（ 人）の 割強が卓越， 割弱が優秀， 割が普通， 割が要努力。

【根拠となるデータ等例】

各観点について根拠となるデータ等の例としては，次のようなものが考えられる。

〔外部評価報告書又は自己点検評価報告書の関連部分，評価の高い内外の学術誌への掲載状況，論文被引用回数，招待講演及び研究発表状況，学術賞等受賞状況など〕

3 研究の社会（社会・経済・文化）的效果

〔観点例〕 地域との連携・協力の推進，政策形成への寄与，生活基盤の強化，新しい文化創造，知的財産（特許や情報データベース等）の形成，技術・製品等の新規創出あるいは改善，国際社会への寄与の面で優れた研究効果

〔観点例〕 教員組織の構成，資金の規模や地域性・地理的条件等から見た特色

【判定結果】

総合科学以外の分野では，組織を構成する教員全員から提出された「個人別研究活動判定票」に基づいて社会的効果の度合いを判定し，その判定結果は，下記のように記述することになっている。総合科学分野でも，これにできるだけ準拠した記述をするが，提出される総合科学型プロジェクトの状況に応じて記述方法を工夫する。

・社会・経済・文化への効果については，構成員（ 人）の 割強が極めて高く，
割弱が高く， 割が相応。

【根拠となるデータ等例】

各観点について根拠となるデータ等の例としては，次のようなものが考えられる。

〔地域との連携・協力の実績，政策面での寄与の実績，審議会等の報告書，技術・製品等の創出あるいは改善の実績，特許の取得状況，これらに関係した新聞記事等など〕

4 諸施策及び諸機能の達成状況

【要素1】諸施策に関する取組の達成状況

〔観点例〕総合科学型プロジェクト研究や共同研究などの振興方策の実施状況

研究活動を活性化する面から、

- 1) 総合科学型プロジェクト研究の振興方策の実施状況
- 2) 研究者相互の研究成果や研究情報を意見交換の実施状況
- 3) 国際協力の推進状況、国際的な共同研究の実施や研究集会の開催状況など
- 4) 地域的な課題に取り組むための共同研究の実施や研究集会の開催状況など

などについて評価する。

根拠となるデータ等としては、それらの実施状況、成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕萌芽的研究等を育てる方策の実施状況

萌芽的な研究、成果が出るまでに長時間を要する研究などを推進する方策の実施状況について評価する。

根拠となるデータ等としては、それらの実施状況、成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕研究資金の獲得・配分・運用に関する方策の実施状況

外部研究資金を獲得するための方策、研究資金の配分や運用に関する工夫などの実施状況について評価する。

根拠となるデータ等としては、それらの実施状況、成果に関する刊行物などが考えられる。

〔観点例〕研究環境の整備方策の実施状況

図書館、情報ネットワーク、施設設備などの整備に関する工夫などの実施状況について評価する。

根拠となるデータ等としては、それらの実施状況、成果に関する刊行物などが考えられる。

【要素2】諸機能に関する取組の達成状況

〔観点例〕共同研究の実施状況

〔観点例〕施設・設備の共同利用の実施状況

共同研究を進めるためのサービス機能、共同利用施設・設備などのサービス機能が、どの程度実施され、効果を上げているかを自己評価することが考えられる。

根拠となるデータ等としては、それらの実施状況、成果に関する刊行物などが考えられる。

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・目的及び目標の意図が十分に達成されている。
- ・目的及び目標の意図がおおむね達成されている。
- ・目的及び目標の意図が相応に達成されている。
- ・目的及び目標の意図がある程度達成されている。
- ・目的及び目標の意図がほとんど達成されていない。

【根拠となるデータ等例】

各観点について根拠となるデータ等を例示しましたが、まとめると次のようなものが考えられる。

教員在職年数及び転入転出先，客員研究員・特別研究員の受入れ状況，共同研究員・受託研究員受入れ状況，総合科学型プロジェクトの実績，科研費等の外部資金取得実績，共同研究・共同利用の実施実績，研究集会等の開催実績，技術職員研修実施実績，実施状況などに関連した新聞記事等 など

5 研究の質の向上及び改善のためのシステム

【要素1】組織としての研究活動等及び個々の教員の研究活動の評価体制

〔観点例〕組織としての研究活動等の評価する体制

〔観点例〕個々の教員の研究活動の評価する体制

〔定期的に自己評価を実施する体制，外部者による研究活動等の評価を実施する体制，研究活動等の実施状況や問題点を把握するための方策などを評価する。〕

【要素2】評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

〔観点例〕評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策

〔観点例〕評価結果を目的及び目標の見直しを含む研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの機能状況

〔評価結果を改善に結び付けるシステムやそれらがいかに機能しているかを評価する。〕

【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムが相応に機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがほとんど機能していない。

【根拠となるデータ等例】

各観点について根拠となるデータ等を例示しましたが，まとめると次のようなものが考えられる。

〔評価実施体制や関連規程，外部評価あるいは自己点検評価の実施実績，外部評価報告書又は自己点検評価報告書の関連部分 など〕

研究活動の内容及び水準の判定

対象組織の研究活動等の状況について、次に掲げる評価項目ごとに評価を行うことになっている。

研究体制及び研究支援体制

研究内容及び水準

研究の社会（社会・経済・文化）的效果

諸施策及び諸機能の達成状況

研究の質の向上及び改善のためにシステム

これらの評価項目ごとの評価についての書面調査は、前記のとおりであるが、「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の評価項目のうち、研究活動の学問的内容及び水準等の判定に関しては、部会が「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」等に基づいて行う。

1 基本的考え方

- (1) 部会では、「研究内容及び水準」の評価項目に係る研究活動の学問的内容及び水準等の判定については、国際的な視点を踏まえた多様な側面から行い、「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の度合いの判定については、研究活動の成果が社会、経済又は文化の各領域で具体的に役立てられたかの視点で行う。

なお、ここで「国際的視点を踏まえる」ということの意味は、研究活動の業績が欧文誌に掲載されている場合のみを意味するのではなく、学問の各領域で内容的に世界の水準を見て、その水準から判断することを意味する。即ち、例えば日本が一番進んでいる分野であれば、それが邦語誌における研究業績であっても世界的に高い水準のものと判断することになる。

- (2) 部会における「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の判定の基本的方法は、関連分野の専門家により、各組織から提出された「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」を含む資料を基に研究活動の質を重視して行う「ピアレビュー」とする。

機構では、この趣旨を具現化するため、既述したとおり部会の構成員を対象領域ごとの専門家によって構成している。また、各部会においては、原則として1つのプロジェクトの研究業績を専門領域の近い複数の部会構成員（評価者）が提出された研究業績を判定できる態勢を整える。

- (3) 部会における「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的效果」の判定方法は、上記のとおり「ピアレビュー」を基本とするが、部会又は評価者の判断により、各領域の特性や客観的指標の限界性を考慮しつつ、例えば、以下の客観的指標を参考として活用することができる。

発表原著研究論文等

- ・評価の高い内外の学術誌等への掲載
- ・被引用件数
- ・発表数

評価の高い内外の学会への招聘 発表
総説, 学術書等の執筆 出版
学術賞等の受賞 など

- (4) 総合科学型プロジェクト研究の研究内容及び水準の判定は、二段階で行われる。先ず調書に記載された個別の研究業績の内容面の判定を行う。ついでその判定結果を総合的に判断し、総合科学型プロジェクトの研究業績の内容面での特色を明らかにし、その水準の判定を行う。
- (5) 研究業績の判定は、各領域の部会のうち主たる審査先として申請のあった部会において行う。なお、複数の分野にまたがる研究業績の判断は、必要に応じて他の部会と協議しつつ、それぞれの分野の専門家により行う。

2 個別の研究業績の内容面の判定段階及び判定方法

対象組織から提出される総合科学型プロジェクト別研究活動調書には、総合科学型プロジェクト及び個別の研究業績ごとに、「独創性」、「新規性」、「発展性」、「有用性」、「他分野への貢献」、「人材養成への貢献」など、どの視点から研究業績を判定したらよいかの申告がある。調書に記載されている個別の研究業績の内容面の判定は、この申告を念頭に入れて行うことになるが、その判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。

(1) 判定段階

研究業績の内容面は、次の4段階及び「該当せず」で判定する。

「極めて高い」(当該領域において非常に高い内容である)

「高い」(当該領域において高い内容である)

「相応」(当該領域において評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容である)

「低い」(当該領域において評価できる要素が少ないかほとんど無い)

「該当せず」(研究内容の判定対象事項に該当する旨の申告が無く、当該研究内容の判定の対象に当たらない)

(2) 判定方法

研究業績の内容面の判定方法は、上記1の「基本的考え方」によるほか、次のとおりとする。

なお、この判定は、既に発表され確立した研究業績を対象とすることは勿論、これに加えそのような研究業績ではなくても、他の根拠から研究の内容面で評価しうるものについても対象とする。

《独創性の判定》

当該研究内容に、個性的な取組として評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」、個性的な取組として評価できる要素が少ないかほとん

ど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、着想、手法、成果等の面で、まだ先行した発表がなされていない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、一部競合的な研究発表等がなされているが個性的な取組の要素をまだ相当有している内容である場合は「高い」、個性的な取組の要素を有するが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《新規性の判定》

当該研究内容が、新領域の開拓や新しい価値創出への挑戦をしていると判断できる場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、新領域の開拓又は新しい価値創出への挑戦をしていると判断できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、既存の学問分野や産業領域にはない全く新しい方向性を持つ萌芽的研究であるとか、全く新しい価値をもつ作品や製品を創出するための挑戦的研究であることが疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、既存の研究領域にある程度関連した研究ではあるが、新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性が相当含まれている場合は「高い」、新領域の開拓又は新しい価値を創出する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《発展性の判定》

当該研究内容による具体的研究成果が、新たな学問分野の発展や、技術の新しい展開をもたらす点で、評価できる要素があると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、発展性の側面で評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、今後発展することについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、発展する可能性が相当程度含まれている内容である場合は「高い」、発展する可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《有用性の判定》

当該研究内容が、現在さらには未来の社会的要請に応えるものであると判断した場合は「極めて高い」、「高い」又は「相応」とし、現在さらには未来の社会的要請に応えるものとして評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」、当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告が無い場合は「該当せず」とする。

具体的には、当該研究内容が、その問題意識の先見性や波及効果の大きさの面で、社会的要請に応えるものであることについて疑いようがない非常に高い内容である場合は「極めて高い」、社会的要請に応える可能性が相当含まれている内容である場合は「高い」、社会的要請に応える可能性はあるが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《他分野への貢献の判定》

研究業績が普遍的であり，他の学問分野の発展に貢献していると判断した場合は「極めて高い」，「高い」又は「相応」とし，他の学問分野への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」，当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告がない場合は「該当せず」とする。

具体的には，当該研究活動なしには対象となる他の研究分野の発展は考えがたい場合は「極めて高い」，他の研究分野の発展に相当高い貢献をしている内容である場合は「高い」，ある程度貢献しているが必ずしも高くはない内容である場合は「相応」ということを目安にする。

《人材養成への貢献の判定》

研究業績が人材養成の面に貢献していると判断した場合は「極めて高い」，「高い」又は「相応」とし，人材養成への貢献として評価できる要素が少ないかほとんど無いと判断した場合は「低い」，当該研究内容の判定の対象事項に該当する旨の申告がない場合は「該当せず」とする。

具体的には，当該研究の内容が，着想や成果の面で，人材養成に非常に深く関わる内容であり成果を上げていれば「極めて高い」，相当高い貢献をし，成果を上げている内容である場合は「高い」，ある程度貢献しているが必ずしも十分な成果を得るまでには至っていない場合は「相応」ということを目安にする。

3 総合科学型プロジェクト全体の研究水準の判定段階及び判定方法

総合科学型プロジェクト全体の研究水準の判定は，個別の研究業績の内容面での判定を踏まえて，当該研究活動の全体としての水準を導き出す。その判定段階及び判定方法は，次のとおりとする。

(1) 研究水準の判定段階

研究の水準は，次の4段階及び「該当せず」で判定する。

「卓越」(当該領域において群を抜いて高い水準にある)

「優秀」(当該領域において指導的あるいは先導的な水準にある)

「普通」(当該領域に十分貢献している)

「要努力」(当該領域に十分貢献しているとはいえない)

「該当せず」(研究内容の判定対象事項のいずれについても申告が無く，当該研究水準の判定の対象に当たらない)

(2) 研究水準の判定方法

研究水準の判定は，研究の内容面での判定結果を踏まえて行う。この場合，研究の内容面での判定段階と研究水準の判定段階は，原則として，「極めて高い」と「卓越」，「高い」と「優秀」，「相応」と「普通」，「低い」と「要努力」とをそれぞれ対応するものとして取り扱う。

4 研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定段階及び判定方法

部会における研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定は、「地域との連携・協力の推進」、「政策形成への寄与」、「生活基盤の強化」、「新しい文化創造への寄与」、「知的財産（特許や情報データベース等）の形成」、「技術・製品等の新規創出あるいは改善」、「国際社会への寄与」のほか、「特に具体的な内容を示して申告があった効果」についても行う。ここで「研究の社会的効果」とは、研究自身の社会的影響を評価するものである。すなわち「政策形成への寄与」を例にとると、国や地方公共団体の審議会等に委員として参加すること自体ではなく、審議会等の報告書に自らの研究成果が反映した、あるいは審議会等の意思形成に当たって新しい視点の導入や議論の活性化に自らの研究成果が寄与したなど、具体的に示される効果をいう。

「研究の社会的効果」の判定段階及び判定方法は、次のとおりとする。

- (1) 判定は、「極めて高い」、「高い」及び「相応」の3段階並びに「該当せず」で行う。
- (2) 研究の成果が、社会、経済又は文化の各領域において、大きな効果を上げた非常に高い内容であると判断できる場合は「極めて高い」、相当な効果を上げた内容であると判断できる場合は「高い」、評価できる要素はあるが必ずしも高くはない内容であると判断した場合は「相応」、ほとんど影響を与えていないか、当該判定の対象事項に該当する旨の申告が無かった場合は「該当せず」ということを目安とする。

5 研究の内容面の判定と研究水準の判定の手順

評価者が行う研究の内容面の判定と研究水準の判定は、総合科学型プロジェクト別研究活動調書に記載の個別の研究業績に対して、評価者の専門的知識と経験に基づいて、申告のあった各「研究内容」事項の判定を行い、これを踏まえて研究水準を判定する。その手順は次のとおりである。

- (1) 評価者は、対象組織から提出された「総合科学型プロジェクト別研究活動調書」に記載の個別の研究業績に対し、自己の専門的知識と経験に基づき、「相応」と「相応」より高い水準及び「相応」より低い水準のいずれかに判定する。
- (2) さらに、「相応」より高い水準の研究業績の中で、特に極めて高いと判断し得る研究業績は、「極めて高い」の判定とする。
- (3) 研究の内容面の判定は、複数の評価者の十分な協議のうえで行い、その判定を踏まえ研究水準を導く。
- (4) 部会においては、研究の内容面及び研究水準について、評価者が判定した内容を審議する。
- (5) 各部会で審議された判定結果については、各部会の合同の部会（合同部会）においても審議する。特に、「卓越」と判定したものについては、合同部会において「卓越」とした理由を説明し、承認を求める。

(6) 専門委員会は、部会及び合同部会で審議された判定結果について審議し、研究内容の水準の判定及び研究水準の判定を決定する。

なお、研究の社会（社会・経済・文化）的効果の判定も、同様の手順とする。

第6章 分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法(2) 訪問調査

本章は、分野別教育・研究評価「総合科学」の評価方法のうち、評価チームが行う訪問調査の実施方法等について解説したものであり、「訪問調査の事前準備」、「訪問調査の実施方法及び内容」、「訪問調査チーム会議」、「学部等関係者への訪問調査の調査結果の説明及び意見聴取」、「調査結果の取りまとめ」及び「訪問調査日程例」から構成されている。なお、本章に記述されている内容は、特に言及しない限り、教育評価と研究評価に共通する事項である。

訪問調査の事前準備

評価チームは、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について調査するとともに、その調査結果を伝え、対象組織からの意見を求めることを目的として、訪問調査を実施する。

1 訪問調査チームの編成

- (1) 訪問調査チームは、原則として、各評価チームにおいて当該対象組織の書面調査を担当した委員を以て編成する。その際には、対象組織の状況を踏まえ、当該組織への訪問調査を実施するために必要な体制（専門性、人数）を十分整えることに配慮する。また、訪問調査の際には、若干名の事務官が随行する。
- (2) 訪問調査チームには、チーム主査（取りまとめ役）を置き、調査内容の調整、対象組織との協議、調査結果の取りまとめなどを行う。

2 訪問調査の実施日程の決定及び通知

- (1) 訪問調査の実施日程は、予め、機構において対象組織と協議した後、評価チームとの調整を図って決定し、対象組織に通知する。
- (2) 調査日数は、予定する調査が十分実施できることを前提として、対象組織の規模や、調査内容の多寡を踏まえ、評価チームが決定する。
なお、実施日程は、後記「訪問調査日程例」(P 67) に示す標準的な調査日程例を基に、各調査チームで決定する。

3 調査内容等の決定及び通知

- (1) 評価チームは、第5章「書面調査段階での評価案の整理」(P 30) で記述した評価案を踏まえて、対象組織ごとに調査内容（補足調査事項、視察する授業・教育研究活動や施設、面接調査の対象者など）を整理する。当該調査内容は、対象組織に対して事前に通知し、説明又は関係データ等の準備を依頼する。
- (2) 評価チームは、「書面調査段階での評価案」の中から、「評価項目ごとの評価結果」を抜粋したものと評価結果に関連して、訪問調査時に補足説明及び根拠資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として取りまとめ、「書面調査段階の評価案概要」を作成し、訪問調査実施の2週間前までに機構の評価事業部を通じ、対象組織に通知

する。

- (3) 評価チームは、訪問調査を効率的に実施するため、調査当日における役割分担を決める。また、対象組織の調査内容やその個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を工夫する。

訪問調査の実施方法及び内容

1 訪問調査の実施方法

- (1) 訪問調査チームは、対象組織の関係者との面談やデータ等の収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生や卒業生などへの面接や教育指導及び学習の観察、研究室等における研究活動の観察及び博士研究員等への面接などを行う。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本とするが、対象組織の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができる。
また、面接、教育指導及び学習の観察などの調査時には、面接対象者や調査施設ごとに、担当委員を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施する。
- (2) 対象組織の関係者との面談では、前記 の3の(2)で送付した「書面調査段階の評価案概要」の各評価項目に沿って、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について、対象組織の関係者から補足説明又はデータ等の提供を受ける。
- (3) 訪問調査チームは、対象組織の関係者からの補足説明又はデータ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となるデータ等の提出を求める。
- (4) 訪問調査チームは、学生や卒業生などへの面接や教育指導及び学習の観察などで得られた知見や、上記(2)で確認した補足説明等の調査結果を対象組織の関係者（責任者）に説明する。その際、これらの調査結果を踏まえ、評価チーム全体で再度協議し、最終的な評価結果を取りまとめる旨を説明する。
- (5) 訪問調査チームから意見を述べる場合は、原則としてチームとしての考え方に基づくものとする。ただし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言する。

2 訪問調査の内容

(1) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

根拠となる資料・データ等のうち、現地においてのみ閲覧が可能な次の調査を行う。

試験問題と答案、修士論文・博士論文など、文書等に寄らない作品やソフトなどの業績、実験データ、実験日誌、大型設備等の稼動記録などの閲覧、特徴ある組織体制や設備の整備や運営状況の実態など

自己評価書とともに提出された根拠となるデータ等に関連して、当該データ等をより精度の高いものとするための補完的書類を収集する。

(2) **学部等関係者（責任者）との面談**

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、学部等関係者に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄について、前記 の3の(2)で送付した「書面調査段階の評価案概要」の各評価項目に沿って、補足説明を受ける。

対象者は、学部長、研究科長、学科長、教務委員長などの責任者の立場にある者とする。

(3) **学部等の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフへの面接調査**

学部等関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象組織が行う教育研究活動に参画している視点から、特に優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

【調査事項例】

教育（研究）目的・目標等はどのようなものか知っているか
当該組織の教育研究の特色はどのようなものがあるか
学際領域、融合領域、新領域の開拓面での特色はどのようなものがあるか
研究支援組織の整備と運営状況はどのようになっているか など

(4) **学生、卒業生等との面接調査**

現に教育を受けている学生としての視点、また、既に学部等を卒業（修了）した社会人としての視点から、当該対象組織における教育活動の状況について、特に優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想などといった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）などについては、学生の満足度を知る上で重要であるので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努める。

【調査事項例】

教育目的等はどのようなものか知っている（いた）か
各種ガイダンスの内容及び方法は有効である（あった）か
シラバスと実際の授業との関係はどうである（あった）か
授業運営はどのようなものである（あった）か
（授業のわかりやすさ、質問などへの対応状況、教材等の活用状況）
大学の求めている学力などは身に付いている（付いた）か
成績評価は妥当なものである（あった）か
キャンパス・ライフは快適である（あった）か
学生の意見が教育活動に反映されるようになっている（いた）か など

(5) **博士研究員等との面接調査**

研究に参加する若手研究員等としての視点から、当該対象組織における研究活動の状況について、特に優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

【調査事項例】

研究目的等はどのようなものか知っているか
教官の指導はどのようなものであったか
若手研究者の育成，萌芽的研究の育成面で特色はどのようなものがあるか など

(6) 教育指導及び学習の観察

自己評価書において，主に「教育内容面での取組」，「教育方法及び成績評価面での取組」で記述された取組や現状について，教育現場では実際にどのように実施されているかなど，自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から，調査する。

【調査対象例】

講義の視察
演習や少人数教育などを行っている特色ある取組の現場視察 など

(7) 学習環境の状況調査

自己評価書において記述された学習環境の状況について，実態はどのようになっているか，自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から，調査する。また，必要に応じて，実際にサービスを疑似体験し，利便性を調査することも考慮する。

ア) 図書館サービス

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たしているか
書籍，定期刊行物のストック，指定学習教材，学習スペース，その他の学習支援設備は十分なものであるか
利用案内，開館時間，利用者支援は適切か
教育スタッフと図書館サービス部門との連携はとれているか など

イ) 附属教育研究施設

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たし，機能しているか など

ロ) 教育指導，学習，情報教育及び交流施設

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たしているか
自主的学習用のスペースは十分か
情報教育関係設備，教育・利用体制は十分か
交流施設などの施設は，適切に整備されているか など

(8) 研究室等における研究活動

大型実験装置の稼動状況や研究室等を観察することによって，研究活動が現場では実際にどのように実施されているかなど，自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から，調査する。

【調査対象例】

実験の視察
研究室の効率的利用など特色ある取組の状況
安全管理面での工夫の状況
分野横断的な研究活動など特色ある取組の現場視察 など

(9) **研究環境の状況調査**

自己評価書において記述された研究環境の状況について、実態はどのようになっているか、安全対策は十分か、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から、調査する。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験し、利便性を調査することも考慮する。

【調査事項例】

研究者が研究に専念できる体制がどのように工夫されているか
実験スペース、図書室における書籍や定期刊行物、その他の研究支援設備は十分なものであるか
図書室等を含む実験研究施設の利用案内、開館時間、利用者支援は適切か
研究スタッフと施設等に配置された要員との連携はとれているか
防災基準は満たされているか など

訪問調査チーム会議

訪問調査チームは、当該調査を効率的かつ合理的に行うため、調査期間中に必要に応じて訪問調査チーム会議を開催し、当日の調査内容の打合せや調査結果により、評価チームにおいて最終的に評価結果を判断するために必要な根拠データ等が収集・確認できたかどうかを検討する。

これは、委員間の共通認識を図る重要な場でもあるので、有効に活用する必要がある。

学部等関係者への訪問調査の調査結果の説明及び意見聴取

訪問調査チームは、対象組織の関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、訪問調査で得られた知見や根拠データ等の調査結果を説明し、それに対する意見を聴取する。この際、対象組織から新たに根拠データ等の提出の申し出があった場合は、調査終了後、1週間以内に提出を求めらる。

対象者は、学部長（研究科長）、自己評価書作成担当者とする。

調査結果の取りまとめ

訪問調査チームは、訪問調査終了後、調査結果を取りまとめ、評価チームに報告し、評価チーム全体で、次章に記述する評価報告書原案を検討・作成する。

訪問調査日程例

	日 程	備 考
第 1 日 目	13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議 ・ 大学又は現地の宿泊施設等)	調査内容(当日分)の確認 調査内容(当日分)の整理・評価 調査内容(翌日分)の確認
第 2 日 目	9 } 10 } 11 } 12 } (昼食・休憩) 13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議 ・ 大学又は現地の宿泊施設等)	図書館, 施設・設備等の実地調査 講義, 演習, 実験・実習等の観察 研究室の観察 大型実験装置の稼動状況調査 調査内容(当日分)の整理 調査結果の検討・整理
第 3 日 目	9 } 10 } 11 } 12 } (訪問調査チーム会議) ・ 学部等関係者への訪問調査の調査結果の説明 及び意見聴取 (大学出発)	調査結果の確認

上記は、一例を示したものである。書面調査の結果により、重点を置く点、観察する内容、面接調査の対象等は、調査チームの判断によって行う。

第7章 評価報告書原案の作成

本章は、評価チームが行う評価報告書原案の作成方法について解説したものであり、「評価報告書原案の構成」、「評価項目ごとの評価結果の記述」、「評価結果の概要の記述」及び「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

評価報告書原案の構成

- (1) 評価チームは、書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正・加筆して、評価報告書原案を作成する。また、評価チームが作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとする。

大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

対象組織の現況及び特徴

教育評価（学部）

1. 教育目的及び目標
2. 評価項目ごとの評価結果

教育評価（研究科）

1. 教育目的及び目標
2. 評価項目ごとの評価結果

研究評価

1. 研究目的及び目標
2. 評価項目ごとの評価結果

評価結果の概要

1. 教育（学部）
2. 教育（研究科）
3. 研究

意見の申立て

1. 教育（学部）
2. 教育（研究科）
3. 研究

特記事項

- (2) 「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」、「研究目的及び目標」及び「特記事項」については、原則として各対象組織から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載する。
- (3) 「評価項目ごとの評価結果」及び「評価結果の概要」のそれぞれの記述方法は、後記 からによる。

評価項目ごとの評価結果の記述

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果を、「書面調査」及び「訪問調査」を経て検討・整理した評価案に基づき、各評価項目ごとに2,000字程度（A4判1ページ）で記述する。
- (2) 評価項目ごとの評価結果の記述構成は、次のとおりとする。ただし、「研究内容及び水準」

及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については、後述の(3)により記述する。

評価結果は、「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」は、第5章の「3 評価項目の要素ごとの評価」(P27)の(2)に基づき記述するとともに、第5章の「4 評価項目ごとの水準の判断」(P29)で導き出された水準を記述する。

「特に優れた点及び改善点等」は、第5章の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」(P29)で特に重要な点と判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠・理由を示しつつ記述する。

(3) 評価チームは、研究評価項目のうち「研究内容及び水準」及び「研究の社会(社会・経済・文化)的効果」の評価については、第5章の「2 評価の観点設定及び観点ごとの評価」(P26)の(4)の分析・調査に基づき、研究内容及び水準ならびに研究の社会(社会・経済・文化)的効果の優れた点及び改善点等について、設定された研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述をする。

また、第5章の「研究活動の内容及び水準の判定」(P56)で判定した結果に基づき、原則として、対象組織の全体について判定段階の割合を記述する。

教育評価における評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は、次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

(1) 【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目では、教育活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【目的及び目標に照らした達成度の状況】

「教育の達成状況」の評価項目では、学生が身に付けた学力や育成された資質・能力が目的及び目標に照らしてどの程度達成されているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該成果の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【改善システムの機能の状況】

「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目では、目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評

価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

(2)【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から，教育目的及び目標に照らし，評価項目全体から見て，特に重要な点を特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等を取り上げて，根拠・理由を示しつつ記述する。

研究評価における評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は，次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」，「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システム機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

(1)【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目では，体制等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかについて，観点ごとの評価で得られた分析結果を基に，当該取組の状況と根拠・理由を示す形で，原則として「要素」ごとに記述する。また当該評価を踏まえて，評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【目的及び目標に照らした達成度の状況】

「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目では，「諸施策及び諸機能」が目的及び目標に照らしてどの程度達成されているかについて，観点ごとの評価で得られた分析結果を基に，当該達成の状況と根拠・理由を示す形で，原則として「要素」ごとに記述する。また，当該評価を踏まえて，評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

【改善システム機能の状況】

「研究の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目では，目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているかについて，観点ごとの評価で得られた分析結果を基に，当該取組の状況と根拠・理由を示す形で，原則として「要素」ごとに記述する。また，当該評価を踏まえて，評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

(2)【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から，研究目的及び目標に照らし，評価項目全体から見て，特に重要な点を特色ある取組，特に優れた点，改善を要する点，問題点等を取り上げて，根拠・理由を示しつつ記述する。

上記にかかわらず，「研究内容及び水準」及び「研究の社会（社会・経済・文化）的効果」の評価項目については，学問的内容及び水準の優れた点及び改善点等を，研究目的及び目標並びに教員の構成及び組織の置かれている諸条件に照らして記述する。また，判定結果を記述する。

評価結果の概要の記述

評価チームは、主として前記「評価項目ごとの評価結果の記述」の(2)の 及び を基に、評価結果の概要を2,000字程度(A4判1ページ)で記述する。

評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価チームが作成する評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は、「大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要」、「対象組織の現況及び特徴」、「教育（研究）目的及び目標」、「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」、「意見の申立て」及び「特記事項」によって構成され、対象組織及び設置者へ通知し、社会へ公表する（資料5「評価報告書イメージ」参照）。

資料 1

平成 14 年度着手の評価対象機関・組織一覧
(分野別教育・研究評価「総合科学」)

【国立大学】

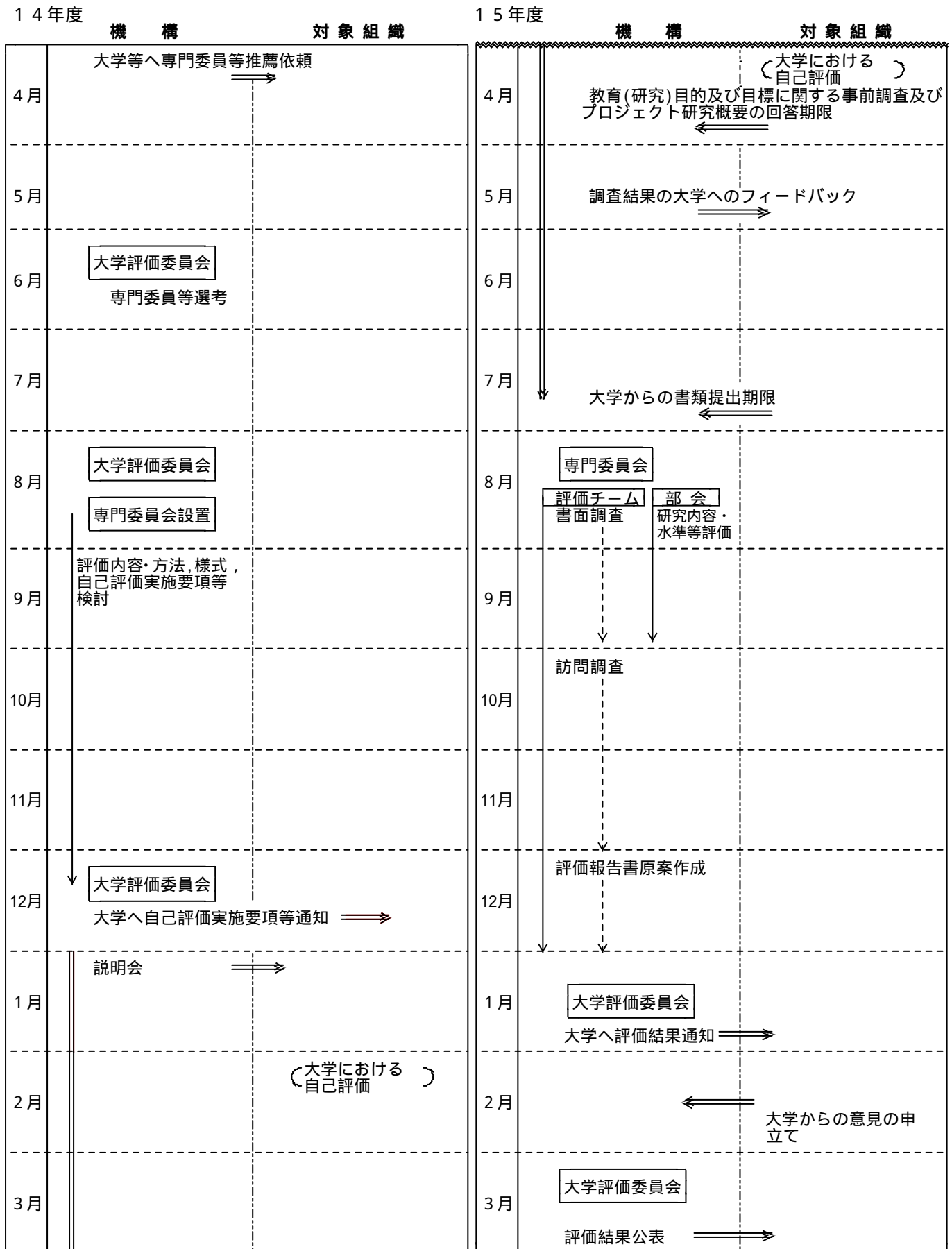
大 学 名	学部名	学 科 名	研究科名	専 攻 名
北海道大学			地球環境科学 研究科	地圏環境科学専攻 生態環境科学専攻 物質環境科学専攻 大気海洋圏環境科学専攻
群馬大学	社会情報 学部	社会情報学科	社会情報学 研究科	社会情報学専攻
東京大学	教養学部	超域文化科学科 地域文化研究学科 総合社会科学科 基礎科学科 広域科学科 生命・認知科学科	総合文化研究科	言語情報科学専攻 超域文化科学専攻 地域文化研究専攻 国際社会科学専攻 広域科学専攻
徳島大学	総合科学 部	人間社会科学科 自然システム学科	人間・自然環境 研究科	人間環境専攻 自然環境専攻

【公立大学】

大 学 名	学部名	学科名	研究科名	専 攻 名
名古屋市立 大学	人文社会 学部	人間科学科 現代社会科学科 国際文化学科	人間文化研究科	人間文化専攻
福岡女子大学	人間環境 学部	環境理学科 栄養健康科学科 生活環境学科	人間環境学 研究科	環境理学専攻 栄養健康科学専攻 生活環境学専攻

資料2

平成14年度に着手する分野別教育・研究評価「総合科学」実施に係るスケジュール



資料3

自己の関係する大学等の取扱い

平成13年2月28日
大学評価・学位授与機構
大学評価委員会申合せ

大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程第6条第4項（同条第5項において準用される場合を含む。）に規定する議事の議決に加わることができない自己の関係する大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）とは、評価対象大学等との間に下記の関係がある場合を指すものとする。

なお、専門委員会及び分科会に属する委員、専門委員及び評価員にあつては、自己の関係する大学等の調査に加わることができないものとする。

記

- (1) 専任又は併任として在職（就任予定を含む。）している場合
- (2) 過去3年以内に専任又は併任として在職していた場合
- (3) 非常勤講師又は客員教員として在職し、学生の成績判定に関与している場合
（教育活動に関する評価に限る。）
- (4) 運営諮問会議委員，評議員，運営協議員の職に就いている場合
- (5) 上記に準ずるものとして大学評価委員会が決定した場合

資料4

評価に関する文書・情報の取扱いについて

平成14年6月19日
大学評価委員会申合せ

大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることなどから、評価に関して保有する情報は、可能な限り適切な方法により大学等や社会に提供する必要がある。

この点については要綱等にも明記しているところであるが、他方、これらの中には、公にすることにより大学評価事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなど、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（「情報公開法」）上も「不開示情報」となりうる情報もあることから、それらの取扱いについては十分留意する必要がある。

したがって、評価の実施に当たって、評価担当者（大学評価委員会委員，専門委員，評価員）が共通認識のもとで公正，適切かつ円滑にその職務を遂行するため，評価担当者が評価に関する文書・情報を取扱う上で，留意すべき事項を以下のとおりまとめる。

機構から提供される評価に関する資料・情報（大学等から提供されたものを含む。）については，機構において公表しているものを除き，機構の許可なしに評価の目的以外に使用したり，評価担当者以外に提供したりしないこと。

特に，評価に係る個人に関する情報については，その取扱いには十分留意すること。

大学 学部

(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
改善システムの機能の
状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-9-

大学 × × 研究科

教育評価（研究科）

1.教育目的及び目標

(1)教育目的

1)

2)

(2)教育目標

1)

2)

-10-

大学 × × 研究科

2.評価項目ごとの評価結果

(1)教育の実施体制
目的及び目標の実現
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-11-

大学 × × 研究科

(2)教育内容面での取組
目的及び目標の実現
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-12-

大学 × × 研究科

(3)教育方法及び成績評価面での取組
目的及び目標の実現
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-13-

大学 × × 研究科

(4)教育の達成状況
目的及び目標に照ら
した達成度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-14-

大学 × × 研究科

(5)学習に対する支援
目的及び目標の実現
への貢献度の状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-15-

大学 × × 研究科

(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
改善システムの機能の
状況

(要素ごとの記述)

(項目全体の水準が分かる
記述)

特長な点及び善等

-16-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

研究評価

1. 研究目的及び目標

(1) 研究目的

1)

2)

(2) 研究目標

1)

2)

-17-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

2. 評価項目ごとの評価結果

(1) 研究体制及び研究支援体制

目的及び目標の実現への
貢献度の状況 (項目全体の水準が分かる記述)
(要素ごとの記述)

特に優れた点及び改善点等

-18-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

(2) 研究内容及び水準

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	組織全体の判定結果 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
---	---

-19-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

(3) 研究の社会(社会・経済・文化)的効果

研究目的及び目標並びに教員の構成及び対象組織の置かれている諸条件に照らした記述 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	組織全体の判定結果 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
---	---

-20-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

(4) 諸施策及び諸機能の達成状況

目的及び目標に照らした達成度の状況 (項目全体の水準が分かる記述)
(要素ごとの記述)

特に優れた点及び改善点等

-21-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム

改善システムの機能の状況 (要素ごとの記述) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	(項目全体の水準が分かる記述) ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
--	---

特に優れた点及び改善点等

-22-

大学 学部

評価結果の概要

1. 教育評価(学部)

評価項目ごとの評価結果

(1)教育の実施体制	(4)教育の達成状況
-----	-----
-----	-----
(2)教育内容面での取組	(5)学習に対する支援
-----	-----
-----	-----
(3)教育方法及び評価面での取組	(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
-----	-----
-----	-----

-23-

大学 × × 研究科

2. 教育評価(研究科)

評価項目ごとの評価結果

(1)教育の実施体制	(4)教育の達成状況
-----	-----
-----	-----
(2)教育内容面での取組	(5)学習に対する支援
-----	-----
-----	-----
(3)教育方法及び評価面での取組	(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
-----	-----
-----	-----

-24-

大学 学部, 大学院 × × 研究科

3. 研究評価

評価項目ごとの評価結果 (1)研究体制及び研究支援体制 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	(4) 諸施策及び諸機能の達成状況 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
(2)研究内容及び水準 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	(5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----
(3) 研究の社会(社会・経済・文化)的効果 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----	----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----

-25-

大学 学部

意見の申立て

1. 教育評価(学部)

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-26-

〔国立学校設置法（抄）〕

第三章の五 大学評価・学位授与機構

第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
二 （略）
三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
五 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

（評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。
一 大学等及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価
（評価の実施の手続）
第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。
（評価の実施の方法）
第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。
（意見の申立）
第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。
（大学等の評価に関する委任）
第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

（大学評価委員会）

第六條の二 機構は大学評価委員会を置く。
2 大学評価委員会は機構長の定めるところにより、機構長が行う大学等の評価について審議を行う。
3 機構長は、機構長が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。
4 大学評価委員会は、委員三十人以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。
5 大学評価委員会に、機構長が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くとともに、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。
6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。
7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。
8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

（目的）

第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。
3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。
（委員長及び副委員長）
第三條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
（専門委員会）
第四條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、数個の専門委員会を置くものとする。
2 専門委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 専門委員会に主査及び副主査各一人を置き、当該専門委員会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
4 主査は、専門委員会の会務を掌理する。
5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
（分科会）
第五條 大学評価委員会は、その定めるところにより、専門委員会に、その所掌する専門の事項の一部を分担させるため、分科会を置くことができる。
2 分科会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
3 分科会に主査及び副主査各一人を置き、当該分科会に属する委員及び専門委員の互選により定める。
4 主査は、分科会の会務を掌理する。
5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。
（議事の手続）
第六條 大学評価委員会の議事は、委員長が招集し、議長となる。
2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。
4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する議案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。
5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
（雑則）
第七條 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。

資料 7

(1) 大学評価委員会委員名簿

青 山 佳 世	フリーアナウンサー
青 山 善 充	成蹊大学教授
阿 部 謹 也	前共立女子大学長
磯 部 力	東京都立大学教授
内 永 ゆか子	日本アイ・ピー・エム（株）常務取締役
岡 澤 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学（株）顧問
加 藤 祐 三	前横浜市立大学長
岸 輝 雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
後 藤 祥 子	日本女子大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
佐 藤 美 穂	都立九段高等学校長
サムエル・M・シム・ト	日米教育委員会事務局長
清 水 雅 彦	慶應義塾常任理事
杉 山 武 彦	一橋大学副学長
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
鈴 木 清 江	（株）三越池袋店営業第一部セレクトマネージャー
鈴 木 賢次郎	東京大学教授
館 昭	大学評価・学位授与機構教授
田 中 成 明	京都大学教授
徳 田 昌 則	大学評価・学位授与機構教授
外 村 彰	（株）日立製作所フェロー
中 島 尚 正	放送大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学教授
ハンス・ユーク・ソ・マルクス	南山大学長
本 庶 佑	京都大学教授
山野井 昭 雄	味の素（株）技術特別顧問
山 本 恒 夫	大学評価・学位授与機構教授
吉 田 泰 輔	（学）国立音楽大学理事長

は委員長， は副委員長

(2) 総合科学教育・研究評価専門委員会委員名簿

飯 尾 潤	政策研究大学院大学教授
石 黒 真木夫	統計数理研究所統計科学情報センター長
井 上 一	宇宙科学研究所宇宙圏研究系研究主幹
大 川 尚 士	九州大学教授
太 田 宏	大阪府立大学教授
川 口 昭 彦	大学評価・学位授与機構教授
岸 本 一 男	筑波大学教授
黒 田 あゆみ	日本放送協会チーフ・アナウンサー
高 坂 節 三	栗田工業(株)顧問
小 林 康 夫	東京大学教授
佐 藤 勝 則	東北大学教授
塩 川 伸 明	東京大学教授
杉 原 隆	東京学芸大学教授
鈴 木 賢次郎	東京大学教授
生 和 秀 敏	広島大学教授
関 啓 子	一橋大学教授
田 邊 裕	帝京大学教授
辻 正 次	大阪大学教授
恒 川 恵 市	東京大学教授
成 田 清 正	神奈川大学教授
比 嘉 辰 雄	琉球大学教授
福 井 勝 義	京都大学教授
福 川 伸 次	(株)電通顧問
増 成 隆 士	筑波大学教授
松 田 哲	京都大学教授
山 西 潤 一	富山大学教授
山 内 久 明	放送大学教授
吉 田 泰 輔	(学)国立音楽大学理事長
渡 邊 千 仞	東京工業大学教授

は主査， は副主査